

法科大学院認証評価

自己評価書

専修大学大学院法務研究科法務専攻

平成19年6月

専修大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目 的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	5
	第3章 教育方法	10
	第4章 成績評価及び修了認定	21
	第5章 教育内容等の改善措置	27
	第6章 入学者選抜等	33
	第7章 学生の支援体制	40
	第8章 教員組織	50
	第9章 管理運営等	54
	第10章 施設、設備及び図書館等	63
IV	別紙2 別紙様式1 開設授業科目一覧	
	別紙様式2 学生数の状況	
	別紙様式3 教員一覧	
	別紙様式4 科目別専任教員一覧	

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

専修大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

東京都千代田区神田神保町2-8-3

(3) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：148人

教員数：18人（うち実務家教員 4人）

2 特徴

(1) 沿革と理念

専修大学は、日本における近代法の黎明期ともいえる明治13年（1880年）に誕生した。以来、五大法律学校の一つとして発展し、長く法学教育に携わってきた本学は、建学の精神を現代的にとらえ直し、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を大学の21世紀ビジョンにしている。そうした中、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく、法科大学院を開設したが、このことは、その「社会知性」を具現化するものと考えている。本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

教育理念・教育目的としては、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそ実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるからである。「法律学の最も基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

(2) 特徴

① 少人数教育

法律学の最も基本的理論または知識を徹底して教育すると共に、双方向・多方向による授業及び課題に対する講評・添削等をより綿密に実施し、「議論による問題解決能力」を修得させる体制を十分に整えるため、ほとんどの演習科目において20人以下の少人数による授業を実施している。

② 研究者教員と実務家教員の連携

基本的理論又は知識の修得、及び基本的理論又は知識の応用（具体的事例への適用、実務への適用）について、研究者教員及び実務家教員をバランスよく配置している。

③ 知的財産権科目の充実

知的財産法に関連する科目を4科目、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」及び「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」を設けている。また文部科学省の「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に教育高度化推進プロジェクトとして「知的財産に関する先端的映像教材の開発」が採択され、本年3月に教材が完成した。

④ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があることからクリニック等の授業実施が容易であること、及びエクスターンシップの受入先も十分であることから、多くの学生がこれらの法律実務基礎科目を選択し履修している。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生がみずからの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

⑤ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び図書検索のためのコンピュータ、個々の学生へのキャレル（自習机）等、物的設備を十分に整えた。また、クラス担任制を採用し、学生からの広範な質問や要望等に対応できるようにし、また各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

Ⅱ 目 的

1. 目 的

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

2. 教育理念・教育目的

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、設置に際し、まず、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の理念として掲げた。「社会生活上の医師」という語は、「司法制度改革審議会意見書」にも用いられており、それ自体はとくに耳新しいものではないが、その具体的意味については、各種の解釈がありうる。本法科大学院は、「法学の最も基本的な理論又は知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」と考え、議論による問題解決能力を修得させることを教育の目的とし、カリキュラムを編成している。そこで、「議論」及び「問題解決」の意味について、簡単に説明しておかなければならない。「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語の意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

「議論」する能力、すなわち、主張すべき内容を明晰に定式化し、容易に反論できるようにその根拠を論理的に構成し、再反論することによって共通の世界を形成していく、という能力の訓練は、法廷弁論に典型的に示されることから明らかなように、法律家の養成において不可欠である。本法科大学院が、多くの実務家を専任教員として擁し、この種の教育に多大のエネルギーを割いていることは言うまでもないが、それに加えて、本法科大学院は、法律家として最も重要な能力とは、「問題発見・解決能力」であると考えている。この能力は、これまで全く気付かれることなく、裁判例も見当たらず、誰も論じていない問題、つまり「未知」の問題に直面させられたときに試される。そのような時に、最も基本的な法知識や法原則に立ち返ってそれらを総動員しつつ、これまでになかった新たな法律論を生み出す能力こそ、優れた法律家が獲得すべきものである。この能力は、「あるべき状態」の探求に絶えず駆り立てる知的好奇心と、それを洞察し・想像する刺激や誘因を与え続けることとによって養成される。そのような能力を与えるのは、裁判例や実務的知識というよりも、「哲学」であり、「ものの考え方」であり、体系化された「理論」である。つまり、「実践的な教育」という上記の表現に引きずられて、法科大学院は実務や裁判例を教育すれば足りると考えてはならないのである。本法科大学院の目指す究極的な目的は、上記の意味における「理論」の開発・伝達等を通じて、以上に述べた法律家像を実現するところにある。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

法科大学院は、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として、法曹教育に特化した実践的教育を行うことを目的とするものであることから、その教育内容については、第2章に詳述するとおり、1年次においては、法律基本科目についての知識または理論を修得させ、2年次においては、その法律基本科目により修得した知識または理論の、具体的事例或いは実務への応用・適用能力を修得させる演習科目を配した。さらに、2年次から3年次にかけて、基礎法学・隣接科目群の他、6つの履修モデルを示した上、展開・先端科目を配した。これにより、本法科大学院の教育理念・目的である、基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び、その基礎的理論及び知識を基に、「議論による問題解決者」である法曹に必要な資質・能力を修得させる教育を体系的に実施している。また、成績評価については、各授業担当者による絶対評価としながらも、得点分布の目安を設定し厳格に行っている。修了認定についても、単位修得だけでなく、GPA制度を採用し、GPAの一定の基準を満たした者に対してのみその認定をし、厳格に行っている。《資料1、資料2、シラバス等綴（要項P.33）、開講授業科目一覧（別紙様式1）参照》

基準1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準1-1-2に係る状況)

教育理念・教育目的については、専修大学専門職大学院学則第3条{シラバス等綴(要項P.261)}、「法科大学院入学ガイド」及び「法科大学院要項」に示されている。また、その毎年、新入生に対するガイダンスにおいて、法科大学院長から新入学者に対し、説明がなされている。本法科大学院の教育は、基準1-1-1において記載したとおり、教育理念である、「基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び、その基礎的理論及び知識を基に、『議論による問題解決者』である法曹に必要な資質・能力を修得させる教育」を達成することを目標としている。また以上の法曹像に見合った6つの履修モデル（①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産履修モデル、⑤渉外法務履修モデル、⑥コミュニティーサービス履修モデル）を設定して、履修の指針としている。学生達もそれぞれの法曹像の理想に向かって、カリキュラムをこなし修了した者が平成17年度54名、平成18年度42名存在する。平成17年度修了者の新司法試験合格者は9名で、法曹を目指した教育の成果としては不本意であるが、今後、司法試験、司法修習と連携した教育をさらに充実させるよう努めたい。進路状況は下表に記した進路状況調査のとおりである。《資料1、資料2、シラバス等綴（要項P.1）参照》【解釈指針1-1-2-1】

【平成18年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

平成19年5月1日現在

平成18年度法務研究科法務専攻修了者		42人	未修者 12人 既修者 30人	備考
内 訳	司法試験(新司法試験)受験準備		39人	未修者 10人 既修者 29人
	未 確 認		3人	未修者 2人 既修者 1人

【平成17年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

平成17年度法務研究科法務専攻修了者		54人	備考	
内 訳	司法研修所(司法修習生)		9人	平成18年度新司法試験合格
	司法研修所(司法修習生)		1人	平成17年度司法試験 (旧司法試験)合格
	大学院(博士課程)		1人	神戸大学大学院法学研究科 (博士課程)
	未 確 認		43人	ただし、ほとんどが平成19年度 新司法試験を受験

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

「I 対象法科大学院の現況及び特徴」に記載したとおり、本学の法科大学院の目的に沿った教育を忠実に実施している。

改善を要する点

法律学の基本的理論又は知識を1年次において修得させることとしているが、法律基本科目だけでも膨大な量となる。2年次における、「基本的理論又は知識の応用能力」の修得は、この「基本的理論又は知識」の修得が前提であるが、2年次においても、その知識・理論を学生に再度確認させることが必要なのが現状である。学生の中には、その時のカリキュラムをこなしていけば自然と能力が付くと思っている向きもあるが、法律学の理論・知識の修得及びその応用能力(具体的事例又は実務への適用)修得はそれほど容易ではない。学生に対して、日頃から、基本的理論・知識の復習・確認を怠らないよう指導すると共に、2年次以降においても、授業担当者が、学生の基本的理論・知識の理解の程度を確認し、不十分であると判断するならば、さらにその理解を深めるように努力する必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1. 本法科大学院の教育目的は、法律学の基本的な理論又は知識を徹底して教育するとともに、それを活用しうる応用力、社会の人々の抱える法的問題を理解し法的に解決しうる十分な能力、具体的には、目的において記載した議論による問題解決能力を身に付けさせる教育を言う。すなわち、単に実務法曹に共通に必要な知識の修得を目的とするのではなく、実務において十分にその知識を活用する能力の修得を目指すものである。そのため、「開講授業科目一覧」(別紙様式1)に示すとおり、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法中心とした法律基本科目については、まず、その基礎的知識修得と体系的理解を目的として、講義科目を1年次ではすべて必修とし、理論的教育を中心に授業を編成した。
2. 2年次では、さらに、その解釈力・応用力を身につけさせ、法律基本科目の総合演習(10科目20単位必修)を、20人程度の演習において、議論の根拠を論理的に構成し、それに対して反論及び再反論する能力が修得できるよう、双方向授業の必修科目を配した。また、これらの法学知識をさらに深め、敷衍するため、2年次から法社会学、法哲学、西洋法制史、日本法制史、EU法、立法政策論、法と経済など幅広い分野の基礎法学・隣接科目群を選択必修科目(2科目4単位)として配し、その履修を通じて、汎用的で基礎的な法的学識及び理論を身につけ、法学全体の体系的な理解と視野を広げることができるよう意図した。これらは、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることを目的とするものである。
3. また、2年次から3年次において、以下の①～⑥の履修モデルを提示して履修の指針を示したうえで、数多くの展開・先端科目を配置した。法曹としての基本的な法律知識・解釈能力と倫理的な素養をしっかりと身につけさせるため、法律基本科目とその総合演習、法曹倫理は必修とし、法曹倫理については、経験豊かな弁護士を中心として、検察官・裁判官が分担して担当している。さらに、法曹としての専門性を目指して、選択科目を履修できるよう展開・先端科目を配した。ここでは、専門的な知識を修得させるとともに、特に、法曹倫理においては、法曹としての責任感及び倫理観を涵養させるものである。
 - ①は、民事履修モデルであり、一般の国民が遭遇する日常的な法律問題を処理しうる能力を身につけさせるため、「債権回収と債権保全」、「消費者保護法」、「住宅関係法(借地借家・マンション)」、「倒産法」、「労働法Ⅰ(基本領域)」、「労働法Ⅱ(展開領域)」、「環境問題と法」、「保険法」及び「医事法」などの科目の履修を勧めている。
 - ②は、刑事履修モデルであり、検察官、刑事裁判官、刑事弁護士、少年事件の付添人を目指す人たちの履修すべき科目として、「刑事政策」、「刑事法特論(少年法、被害者保護法)」、「刑事法特論(経済刑法)」、「医事法」、「法医学」及び「環境問題と法」などの履修を勧めている。
 - ③は、企業法務履修モデルであり、主に企業法務を扱う法曹を目指すコースとして、「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「証券取引法」、「労働法Ⅰ(基本領域)」、「労働法Ⅱ(展開領域)」及び「環境問題と法」などが展開されており、他には「知的財産権に関する科目」及び「国際取引法」の履修が望ましいとされている。
 - ④は、知的財産履修モデルであり、知的財産法に関する科目として、「知的財産法Ⅰ(著作権法)」、「知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)」、「知的財産法Ⅲ(意匠・商標・不正競争防止法)」及び「知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)」の4科目を配置した。

⑤は、涉外法務履修モデルであり、「国際経済法」、「国際取引法」、「海事法」、「国際私法」、「東アジア企業法務」、「国際民事紛争解決」、「環境問題と法」及び「保険法」などの科目を配置した。

⑥は、コミュニティーサービス履修モデルであり、市民の人権を守るために働く法曹を目指す人達のための履修モデルであり、「環境問題と法」、「消費者保護法」、「社会保障法」、「保険法」、「地方自治法」、「国際人権法」及び「医事法」などの科目を配置した。

4. 全体を通して、少人数教育による教員との双方向授業を通して、より教員の考え方や問題解決における背景事情の理解を深め、豊かな人間性の涵養が図られるものと考えている。

5. 以上を要約すると、1年次においては、法律学の基本的な理論または知識を修得させ、2年次以降においては、その知識または理論の具体的事例或いは実務への適用、さらには、幅広い専門領域における基本的知識・理論の修得及び実務への適用能力の修得を目指したものである。

なお、本学法学部においては、「コース制」を導入している。つまり、職業観を持つことなく、自己の人生設計を描くことのできない学生が増えてきていることから、大学教育の現場においてもキャリア教育が必要となってきている。法学部に入学してくる学生には、志望動機の明確な学生もいれば漠然と入学してきた学生もあり、多様な学生が混在している。コース制を導入しているのは、学生に職業観を持たせるとともに、将来の自己の発展のために在学中どのような科目に比重をおいて勉学すべきなのかのガイドラインを示し、学生に主体的な勉学を促すためである。これに対して本法科大学院は既述したとおり、法曹養成に特化した教育を実施している。《資料1、資料2、資料3、シラバス等綴（要項 P.33）、開講授業科目一覧（別紙様式1）参照》【解釈指針2-1-1-1】

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

(2) 法律実務基礎科目

（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

(3) 基礎法学・隣接科目

（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

(4) 展開・先端科目

（応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

（基準2-1-2に係る状況）

本法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、ビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、以下のような科目を配し、前記の教育目標の達成をめざしている。

1. 法律基本科目（62単位）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目として、

公法系科目 7科目 14単位

民事系科目 15科目 34単位

刑事系科目 7科目 14単位

を配している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、シラバス等綴（要項 P.33）参照》【解釈指針2-1-2-1】

2. 法律実務基礎科目（14単位）

すべて、民事・刑事の法律基本科目において修得した基本的知識または理論を、具体的事例や実務へ適用する能力の修得を目的とするものであり、具体的科目として、「法情報検索」、「法曹倫

理」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」、「クリニック」、「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターナシップ」及び「要件事実」（平成19年度新設科目）を開設している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針2-1-2-2】

なお、「法情報検索」以外の科目は、すべて、法曹の実務経験を有する者が担当している。

3. 基礎法学・隣接科目（14単位）

「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「EU法」、「立法政策論」及び「法と経済」を開設している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針2-1-2-3】

4. 展開・先端科目（66単位）

「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「証券取引法」、「保険法」、「海事法」、「独占禁止法」、「労働法Ⅰ（基本領域）」、「労働法Ⅱ（展開領域）」、「執行・保全法」、「倒産法」、「債権回収と債権保全」、「住宅関係法（借地借家・マンション）」、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」、「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」、「国際法」、「国際経済法」、「国際取引法」、「国際民事紛争解決」、「東アジア企業法務」、「国際私法」、「租税法」、「地方自治法」、「社会保障法」、「消費者保護法」、「医事法」、「環境問題と法」、「国際人権法」、「刑事政策」、「刑事法特論（少年法・被害者保護法）」【隔年開講】、「刑事法特論（経済刑法）」【隔年開講】及び「法医学」を開設している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針2-1-2-4】【解釈指針2-1-2-5】

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準2-1-3に係る状況）

1. 1年次は、法学未修者であるため、法律学の基本的知識と体系的理解の修得を目的としている。「統治の基本理論」、「人権の基礎理論」、「行政法の基礎理論」、「民法Ⅰ（財産法システムⅠ）」、「民法Ⅱ（財産法システムⅡ）」、「民法Ⅲ（事務管理・不当利得・不法行為）」、「民法Ⅳ（家族法）」、「商法Ⅰ（企業組織）」、「商法Ⅱ（決済システム・企業取引）」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「刑法Ⅰ（総論）」、「刑法Ⅱ（各論）」、「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」の法律基本科目15科目34単位を必修として開設するとともに、今後の法律学学習の基礎となる「法情報検索」1単位を履修するように授業科目を配置している。多くの科目の受講生は20名程度で、講義を主体としつつ、予習・復習の状況を確認しながら、授業を進めている。
2. 2年次においては、知識及び理論の具体的事例への適用能力の修得を目的として、前期において、「民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）」、「民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）」、「刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）」各2単位を必修とし、既修者については、さらに履修免除の科目としていない「行政法の基礎理論」及び「民事訴訟法Ⅱ」が必修科目として加わる。なお、この2科目について、未修者と既修者との間で到達目標が同一となるよう授業を行っている。後期においては、「民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）」、「民事法総合演習Ⅳ（家族法）」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」、「商法演習Ⅰ（決済システム・企業組織）」、「商法演習Ⅱ（企業取引）」、「刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）」、「刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）」7科目14単位が必修である。また、2年次配当の選択必修科目としては、「憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）」、「憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）」、「行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）」及び「行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）」のうちから2科目4単位、基礎法学・隣接科目から2科目4単位を履修することが各履修モデルに共通して求められている。なお、行政法総合演習Ⅱにおいては、行政法に関わる実務的ケースを素材にして、学生に当事者の代理人としての訴訟活動のメモを提出させ、それを基に討論させ、担当教員が説明するといった方法で訴訟実務面での指導をしている。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針2-1-3-1】

3. 実務基礎科目としては、未修者については1・2年次、既修者については2年次配当の「法情報検索」を配置し、この科目を通して法情報調査の指導が行われている。なお、この科目は選択科目であるため、履修しない学生に対しては、新入生全員を対象とした「情報検索講習会（法令・判例編）」や、情報検索講習会（個人レッスン編）」等を図書館で開催し、法情報調査の指導を行っている。また、演習科目等において、必要に応じて課題に必要な法情報調査についての説明も行っている。3年次において、「民事実務演習」、「刑事実務演習」、「クリニック」、「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「要件事実」の授業を通して、法実務の実際に触れるとともに、知識及び理論の実務への適用能力の修得を目指している。民事に関する要件事実及び事実認定に関しては、「民事実務演習」及び「要件事実」において、刑事に関する事実認定に関しては、「刑事実務演習」において、それぞれ学ばせている。また、「法曹倫理」の授業によって、法実務家の果たすべき役割についての自覚を育てるものとしている。なお、クリニックにおける法律相談の前には、法曹倫理に関する事前指導として、入学時に学生が提出している守秘義務誓約書の内容を確認させ、特定性のある内容を話題にしてはならないことを厳命するとともに、法曹倫理の授業においても弁護士の依頼者あるいは守秘義務に関する講義は、法律相談の前に行っている。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、シラバス等綴（要項 P.33）参照》【解釈指針2-1-3-2】
4. 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、2・3年次において履修可能であるが、2年次には必修科目が多いため、法律学の基礎的能力を得た後の3年次に、各履修モデルに沿って、選択することになる。基礎法学・隣接科目としては、各学生の関心に応じて幅広い法的素養を身につけることができるよう、「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「EU法」、「立法政策論」、「法と経済」の7科目を配置している。なお、平成18年度年度までは国際法も含まれていたが、その内容から展開・先端科目のほうがふさわしいと判断して平成19年度からは展開・先端科目に変更した。展開・先端科目は、学生の志向・ニーズに応じた幅広く多様な選択が可能となるように科目編成をした。履修モデルごとに主な科目を列挙すると、①民事履修モデルとして、「債権回収と債権保全」、「消費者保護法」、「住宅関係法（借地借家・マンション）」、「倒産法」、「労働法Ⅰ（基本領域）」、「労働法Ⅱ（展開領域）」、「環境問題と法」、「保険法」、「医事法」、②刑事履修モデルとして、「刑事政策」、「刑事法特論（少年法・被害者保護法）」、「刑事法特論（経済刑法）」、「医事法」、「法医学」、「環境問題と法」、③企業法務履修モデルとして、「企業統治法」、「企業組織再編法」、「企業会計法」、「租税法」、「証券取引法」、「労働法Ⅰ（基本領域）」、「労働法Ⅱ（展開領域）」、「環境問題と法」、④知的財産履修モデルとして、知的財産法に関連する科目が4科目、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」、「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」、⑤涉外法務履修モデルとして、「国際経済法」、「国際取引法」、「海事法」、「国際私法」、「東アジア企業法務」、「国際民事紛争解決」、「環境問題と法」、「保険法」、⑥コミュニティーサービス履修モデルとして、「環境問題と法」、「消費者保護法」、「社会保障法」、「保険法」、「地方自治法」、「国際人権法」、「医事法」、などの科目を配置している。なお、「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」においては、知的財産権に関し専門的訴訟領域に関し学ばせている。この科目の訴訟実務面からの指導としては、①実際の特許侵害訴訟の判決中から複数のケースを選択し、それぞれのケースごとに特許公報と対象製品目録とを受講者に事前に交付したうえで、当該特許侵害の有無につき検討した結果をレポートとして提出させることにより、実際に特許侵害訴訟を受任した場合と同様の思考作業を経験させ、②著作権侵害においては、特定の論点を巡って関連する4、5件の判決を読ませたうえで、これらに共通の論点につき検討結果をレポートさせることにより、実際に準備書面を作成する場合と同様の思考作業を行わせている。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、シラバス等綴（要項 P.33）参照》【解釈指針2-1-3-3】【解釈指針2-1-3-4】【解釈指針2-1-3-2（5）】

基準2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（基準2-1-4に係る状況）

大学設置基準第21条から23条に則し、1セメスターにおいて90分（2時間）授業を15週開講して、講義科目及び演習科目については2単位とし、「法情報検索」、「クリニック」、「ロイヤリ

ング)、「エクスターンシップ」については、1単位としている。年度を前期、後期に分けた2 Semester制を採用しており、定期試験の期間を除いた授業期間30週を厳格に確保している。例えば祝日により休みとなる月曜日等は、当該日の祝日に授業を行い、授業日数を確保している。休講は、可能な限り避けるようにしているが、やむを得ない場合には、学生との話し合いのもとで出来るだけ直後に補講を行い、教育効果に影響しないよう配慮している。《開講授業科目一覧(別紙様式1)、資料4、資料5、シラバス等綴(要項P.33)参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

1. 法律基本科目について、1年次(法学未修者)に講義を中心にして基礎理論の確実な理解を得たうえで、2年次(法学未修者・法学既修者)に少人数の演習形式の双方向授業によって、1年次で修得した基礎理論をさらに深め、具体的場面にそれを適用し問題の解決を図っていく教育が、実務家教員と研究者教員の相互協力のもとに体系的に行われている。
2. 数多くの展開・先端科目を配置し、学生の多様な要求に応じた履修ができるように配慮している。また、個々の学生が自己の関心に応じた体系的な履修が確保されるように、6つの履修モデル(民事、刑事、企業法務、知的財産、渉外法務、コミュニティーサービス)を設けている。
3. とくに、知的財産関連履修モデルにおいては、「知的財産法Ⅰ(著作権法)」、「知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)」、「知的財産法Ⅲ(意匠・商標・不正競争防止法)」の他、専門的訴訟領域に関する科目である「知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)」を設け、最近重要性を増しつつある知的財産法分野の充実を図っている。
4. 法律実務基礎科目については、弁護士・検察官・裁判官の経験をもつ教員が授業を行い、実務への適用能力の修得を目指している。また、本法科大学院棟の1階には、弁護士教員を中心とした法律事務所が開設されており、エクスターンシップ、クリニック等を通じて、弁護士実務の実態に接することも容易になっている。さらに、模擬裁判の授業の充実を資するため設備の整った法廷教室を設けている。
5. 基礎法学・隣接科目についても、基礎法、法制史、外国法をはじめとする7つの法律科目を選択必修として設け、それぞれ優れた専門家教員が授業を担当している。

改善を要する点

過去2年間の経験において、実務基礎科目のなかで、要件事実と法文書作成に関する教育が相対的に弱いことが判明した。このことをうけて、平成19年度からは新たに3年次配当科目として「要件事実」を創設し、要件事実教育の強化を図ることとしている。また、法文書作成については、現在、裁判所に対して提出する書面・意見書等については実務基礎科目・演習科目で、また、契約書・遺言書等についてはロイヤリング、エクスターンシップ等で部分的に行っているが、将来的には、法文書作成そのものを内容とする科目の設定も検討事項と考えている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

必修の法律基本科目については、原則として20人を超えないように60人の学年においては3クラスとし、再履修の者を加えても30人は超えないようにして、少人数教育を確保している。開校以来の授業科目履修者数を次に示した。ただ、2年次(既修者)配当の「行政法の基礎理論」と「民事訴訟法Ⅱ」のみが、1展開のため、入学人数が超過した場合、50人を超える結果となっている。

基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各1展開のため、選択が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。

なお、学則上容認している科目等履修生の入学許可については、授業運営の状況が把握できるまでは、その入学許可は予定しない。学則第51条に規定する特別聴講生(本法科大学院以外の者)についても、授業運営の状況が把握できるまでは、その入学許可は予定しない。《開講授業科目一覧(別紙様式1)参照》【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

【平成16年度法科大学院授業科目履修者数一覧(前期)】

授業 曜時	期間	必修 科目	科目名	配当	担当者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月2	前	○	民事訴訟法Ⅱ	SL2	梅本吉彦		57		57	
月3	前	○	刑法Ⅰ(総論)	SL1	岩井宜子, 日高義博	18			18	
月3	前		企業統治法	SL23	新山雄三		7		7	
月4	前		証券取引法	SL23	松岡啓祐		2		2	
月4	前		EU法	SL23	中西優美子		8		8	
月5	前		法情報検索	SL1	岡田好史	14			14	
火1	前		労働法Ⅰ(基本領域)	SL23	渡辺 章		4		4	
火2	前	○	民法Ⅱ(財産法システムⅡ)	SL1	庄 菊博	18			18	ペ7火3
火2	前		法社会学	SL23	神長百合子		26		26	
火2	前		地方自治法	SL23	白藤博行		4		4	
火3	前	○	民法Ⅱ(財産法システムⅡ)	SL1	庄 菊博	18			18	ペ7火2
火3	前	○	民法法総合演習Ⅱ(民事責任法)	SL2	良永和隆, 平井宜雄		29		29	
火4	前	○	民法法総合演習Ⅱ(民事責任法)	SL2	良永和隆, 平井宜雄		28		28	
火5	前		保険法	SL23	武知政芳		5		5	
水2	前		国際法	SL23	森川幸一		3		3	
水2	前		独占禁止法	SL23	糸田省吾				0	
水3	前		西洋法制史	SL23	高橋清徳		12		12	
水3	前		東アジア企業法務	SL23	何 連明				0	
水4	前		法情報検索	SL2	岡田好史		8		8	
水4	前		企業会計法	SL23	小林俊明		3		3	
水5	前		消費者保護法	SL23	丸山絵美子		6		6	
木1	前		国際民事紛争解決	SL23	矢澤昇治		2		2	
木2	前	○	統治の基本理論	SL1	石村 修	18			18	
木2	前		国際私法	SL23	矢澤昇治		2		2	
木3	前	○	刑事訴訟法Ⅰ	SL1	山本和昭	18			18	

木3	前		憲法総合演習Ⅰ(憲法訴訟論)	SL2	石村 修		22		22	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ(憲法訴訟論)	SL2	古川 純		20		20	
木4	前	○	行政法の基礎理論	SL2	晴山一穂		57		57	
木5	前		知的財産法Ⅰ(著作権法)	SL23	齊藤 博		8		8	
木5	前		企業税法	SL23	増田英敏		3		3	
金1	前	○	刑事法総合演習Ⅰ(刑法総論重点)	SL2	日高義博		29		29	
金2	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	18			18	ペア金3
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	山田創一, 平井宜雄, 坂本武憲		20		20	
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	平井宜雄, 坂本武憲, 山田創一		19		19	
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	坂本武憲, 山田創一, 平井宜雄		18		18	
金3	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	18			18	ペア金2
金3	前	○	刑事法総合演習Ⅰ(刑法総論重点)	SL2	日高義博		28		28	
金3	前		立法政策論	SL23	平井宜雄		10		10	
金4	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		12		12	
金4	前		債権回収と債権保全	SL23	宮岡孝之				0	
金5	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂				0	
金5	前		知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)	SL23	大野 茂		3		3	

【平成16年度法科大学院授業科目履修者数一覧(後期)】

授業 曜日	期 間	必修 科目	科目名	配当	担当者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月1	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	日高義博		20		20	
月1	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	高木 徹		19		19	
月1	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	笠井 治		18		18	
月2	後	○	刑法Ⅱ(各論)	SL1	日高義博	17			17	
月2	後		刑事政策	SL23	岩井宜子		4		4	
月3	後	○	商法Ⅰ(企業組織)	SL1	新山雄三	17			17	
月3	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	笥 康生		20		20	
月3	後		刑事法特論(少年法・被害者保護法)	SL23	岩井宜子		13		13	
月4	後	○	民事訴訟法Ⅰ	SL1	梅本吉彦	17			17	
月4	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	笥 康生		19		19	
月4	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	梶村寛道		18		18	
月5	後		海事法	SL23	武知政芳		1		1	
火1	後		国際人権法	SL23	木村 實				0	
火1	後		労働法Ⅱ(展開領域)	SL23	渡辺 章		3		3	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	松岡啓祐, 田邊宏康, 武知政芳		20		20	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	田邊宏康, 武知政芳, 松岡啓祐		19		19	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	武知政芳, 松岡啓祐, 田邊宏康		18		18	
火3	後	○	民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)	SL1	平井宜雄	17			17	
火3	後		法哲学	SL23	嶋津 格		9		9	
火3	後		社会保障法	SL23	小島晴洋				0	
火4	後	○	商法Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL1	武知政芳	17			17	
火5	後		企業組織再編法	SL23	徳本 穰		7		7	
火5	後		知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)	SL23	水谷直樹		2		2	
水1	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 笥 康生		13		13	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	高木 徹		20		20	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	結城康郎		19		19	
水2	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 笥 康生		7		7	
水3	後		日本法制史	SL23	高木 侃		22		22	
水4	後	○	民法Ⅳ(家族法)	SL1	木幡文徳	17			17	
水4	後		法医学	SL23	三宅文太郎		6		6	
水4	後		国際取引法	SL23	井原 宏		1		1	
水5	後	○	民事訴訟法Ⅱ	SL1	梅本吉彦	17			17	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	木幡文徳, 家永登, 山岸美佐子		20		20	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	家永登, 山岸美佐子, 木幡文徳		19		19	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	山岸美佐子, 木幡文徳, 家永登		18		18	
木2	後	○	人権の基礎理論	SL1	古川 純	17			17	

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第3章

木2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ (刑事訴訟法重点)	SL2	山本和昭		18		18	
木2	後		法と経済	SL23	糸田省吾		12		12	
木2	後		環境問題と法	SL23	矢澤昇治, 工藤一彦, 坂元雅行, 樋渡俊一				0	
木3	後	○	刑事訴訟法Ⅱ	SL1	山本和昭	17			17	
木3	後		憲法総合演習Ⅱ (人権保障論)	SL2	石村 修		17		17	
木3	後		憲法総合演習Ⅱ (人権保障論)	SL2	内藤光博		21		21	
木4	後	○	商法演習Ⅰ (企業組織)	SL2	新山雄三, 小林俊明, 徳本穰		20		20	
木4	後	○	商法演習Ⅰ (企業組織)	SL2	小林俊明, 徳本穰, 新山雄三		19		19	
木4	後	○	商法演習Ⅰ (企業組織)	SL2	徳本穰, 新山雄三, 小林俊明		18		18	
木5	後	○	行政法の基礎理論	SL1	晴山一穂	17			17	
木5	後		知的財産法Ⅲ (意匠・商標・不正競争防止法)	SL23	齊藤 博		4		4	
金2	後		国際経済法	SL23	間宮 勇				0	
金2	後		医事法	SL23	家永 登		10		10	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ (不動産及び金融取引法)	SL2	良永和隆, 庄菊博, 川地宏行		20		20	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ (不動産及び金融取引法)	SL2	庄菊博, 川地宏行, 良永和隆		19		19	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ (不動産及び金融取引法)	SL2	川地宏行, 良永和隆, 庄菊博		18		18	
金5	後		住宅関係法 (借地借家・マンション)	SL23	良永和隆				0	
集中	後		執行・保全法	SL23	谷口安平		8		8	
集中	後		倒産法	SL23	谷口安平		9		9	

【平成17年度法科大学院授業科目履修者数一覧 (前期)】

授業 曜時	期 間	必 修 科 目	科目名	配当	担当者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月1	前		クリニック	SL3	宮岡孝之			41	41	
月2	前	○	民事訴訟法Ⅱ	SL2	梅本吉彦		32		32	
月2	前	○	刑事実務演習	SL3	高木徹, 森川誠一郎			15	15	
月3	前	○	刑事法総合演習Ⅰ (刑法総論重点)	SL2	日高義博		28		28	
月3	前		企業統治法	SL23	新山雄三			40	40	
月4	前	○	刑法Ⅰ (総論)	SL1	岩井宜子, 日高義博	21			21	
月4	前		西洋法制史	SL23	屋敷二郎		10		10	
月4	前		証券取引法	SL23	松岡啓祐		5	42	47	
月5	前		法情報検索	SL1	岡田好史	16			16	
月5	前	○	刑事法総合演習Ⅰ (刑法総論重点)	SL2	日高義博		20		20	
月5	前	○	刑事実務演習	SL3	高木徹, 森川誠一郎			19	19	
火1	前		労働法Ⅰ (基本領域)	SL23	渡辺 章		15	17	32	
火2	前	○	民法Ⅱ (財産法システムⅡ)	SL1	庄 菊博	21	4		25	前期2履修へ火3
火2	前		法社会学	SL23	神長百合子		15	1	16	
火2	前		保険法	SL23	武知政芳		2	16	18	
火3	前	○	民法Ⅱ (財産法システムⅡ)	SL1	庄 菊博	21	4		25	前期2履修へ火2
火3	前	○	民法法総合演習Ⅱ (民事責任法)	SL2	良永和隆, 平井直雄		18		18	
火3	前		消費者保護法	SL23	丸山絵美子		12	37	49	
火4	前	○	民法法総合演習Ⅱ (民事責任法)	SL2	良永和隆, 平井直雄		30		30	
火4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀遠, 斎藤清文, 森川誠一郎			31	31	
火5	前		独占禁止法	SL23	糸田省吾		4	50	54	
火5	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀遠, 斎藤清文, 森川誠一郎				0	
水2	前		国際法	SL23	森川幸一		1	5	6	
水3	前		東アジア企業法務	SL23	何 連明		1	43	44	
水4	前		法情報検索	SL2	岡田好史		4		4	
水4	前		企業会計法	SL23	小林俊明		2	46	48	
木1	前		国際民事紛争解決	SL23	矢澤昇治		1	13	14	
木2	前	○	統治の基本理論	SL1	石村 修	21	1		22	
木2	前		EU法	SL23	中西優美子			1	1	
木2	前		国際私法	SL23	矢澤昇治			16	16	
木3	前	○	刑事訴訟法Ⅰ	SL1	山本和昭	21			21	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ (憲法訴訟論)	SL2	石村 修		23		23	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ (憲法訴訟論)	SL2	古川 純		19		19	
木4	前	○	行政法の基礎理論	SL2	晴山一穂		33		33	
木4	前	○	刑事実務演習	SL3	山本和昭, 森川誠一郎			22	22	

木5	前	知的財産法Ⅰ(著作権法)	SL23	齊藤 博		13	11	24	
木5	前	企業税法	SL23	増田英敏			14	14	
金1	前	債権回収と債権保全	SL23	宮岡孝之		1	46	47	
金2	前	○ 民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	21	1		22	前期2履修へ7金3
金2	前	○ 民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	山田創一, 平井宜雄, 坂本武憲		17	1	18	
金2	前	○ 民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	平井宜雄, 坂本武憲, 山田創一		15		15	
金2	前	○ 民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	坂本武憲, 山田創一, 平井宜雄		12		12	
金3	前	○ 民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	21	1		22	前期2履修へ7金2
金3	前	立法政策論	SL23	平井宜雄		15	30	45	
金4	前	行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		20	1	21	
金4	前	○ 法曹倫理	SL3	大竹秀彦, 斎藤清文, 森川誠一郎			25	25	
金5	前	行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		13	1	14	
金5	前	知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)	SL23	大野 茂		4	40	44	
定時外	前	エクスターンシップ	SL3	宮岡孝之			30	30	

【平成17年度法科大学院授業科目履修者数一覧(後期)】

授業 曜時	期 間	必 修 科 目	科 目 名	配 当	担 当 者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月1	後		ロイヤリング	SL3	宮岡孝之			26	26	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	日高義博		17		17	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	高木 徹		16		16	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	笠井 治		14		14	
月3	後	○	商法Ⅰ(企業組織)	SL1	新山雄三	17			17	
月3	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	笥 康生		16		16	
月3	後		日本法制史	SL23	高木 侃		16	20	36	
月4	後	○	民事訴訟法Ⅰ	SL1	梅本吉彦	17			17	
月4	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	笥 康生		18		18	
月4	後	○	民法法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	梶村寛道		14		14	
月5	後	○	刑法Ⅱ(各論)	SL1	日高義博	17	1		18	
月5	後		海商法	SL23	武知政芳			4	4	
月5	後		刑事政策	SL23	岩井宜子		1	28	29	
月5	後		国際人権法	SL23	寺谷広司			1	1	
火1	後		労働法Ⅱ(展開領域)	SL23	渡辺 章		6	12	18	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	松岡啓祐, 田邊宏康, 武知政芳		17		17	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	田邊宏康, 武知政芳, 松岡啓祐		17		17	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	武知政芳, 松岡啓祐, 田邊宏康		13		13	
火3	後	○	民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)	SL1	平井宜雄	17			17	
火3	後		法哲学	SL23	嶋津 格		4	3	7	
火3	後		社会保険法	SL23	小島清洋			6	6	
火4	後	○	商法Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL1	武知政芳	17			17	
火4	後		法と経済	SL23	糸田省吾		5	15	20	
火4	後	○	民事実務演習	SL3	大江忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 梶村寛道			16	16	
火5	後		企業組織再編法	SL23	徳本 穰		2	20	22	
火5	後		知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)	SL23	水谷直樹			3	3	
水1	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 笥康生		4		4	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	高木 徹		19		19	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	結城康郎		17		17	
水2	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 笥康生				0	
水3	後		刑事法特論(経済刑法)	SL23	伊東研祐		16	16	32	
水4	後	○	民法Ⅳ(家族法)	SL1	木幡文徳	17			17	
水4	後		地方自治法	SL23	白藤専行		3	22	25	
水4	後		法医学	SL23	三宅文太郎		8	18	26	
水5	後	○	民事訴訟法Ⅱ	SL1	梅本吉彦	17			17	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	木幡文徳, 家永登, 山岸美佐子		17		17	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	家永登, 山岸美佐子, 木幡文徳		17		17	
水5	後	○	民法法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	山岸美佐子, 木幡文徳, 家永登		14		14	
木1	後		模擬裁判	SL3	杉山博亮, 森川誠一郎, 井上泰, 高橋崑, 藤心樹, 山中健児, 宮岡孝之			7	7	

木2	後	○	人権の基礎理論	SL1	古川 純	17			17	
木2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）	SL2	山本和昭		12		12	
木2	後		環境問題と法	SL23	矢澤昇治, 工藤一彦, 坂元雅行, 樋渡俊一		5	10	15	
木3	後	○	刑事訴訟法Ⅱ	SL1	山本和昭	17			17	
木3	後		憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）	SL2	石村 修		9		9	
木3	後		憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）	SL2	内藤光博		7		7	
木3	後		国際取引法	SL23	杉浦保友			10	10	
木4	後	○	商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	新山雄三, 小林俊明, 徳本穰		17		17	
木4	後	○	商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	小林俊明, 徳本穰, 新山雄三		17		17	
木4	後	○	商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	徳本穰, 新山雄三, 小林俊明		14		14	
木5	後	○	行政法の基礎理論	SL1	晴山一穂	17			17	
木5	後		知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）	SL23	齊藤 博		4	7	11	
金1	後		模擬裁判	SL3	杉山博亮, 森川誠一郎, 井上泰, 高橋胤, 藤谷頌, 山中健児, 宮岡孝之			8	8	
金2	後		国際経済法	SL23	間宮 勇			6	6	
金2	後		医事法	SL23	家永 登		7	19	26	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	良永和隆, 庄菊博, 川地宏行		17	1	18	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	庄菊博, 川地宏行, 良永和隆		17		17	
金3	後	○	民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	川地宏行, 良永和隆, 庄菊博		13		13	
金3	後	○	民事実務演習	SL3	大江忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 相村寛道			20	20	
金4	後	○	民事実務演習	SL3	大江忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 相村寛道			19	19	
金5	後		住宅関係法（借地借家・マンション）	SL23	良永和隆			13	13	
定時外	後		執行・保全法	SL23	谷口安平		9	23	32	
定時外	後		倒産法	SL23	谷口安平		8	9	17	

【平成18年度法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】

授業 曜時	期 間	必 修 科 目	科目名	配当	担当者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月1	前		クリニック	SL3	宮岡孝之			27	27	
月2	前	○	民事訴訟法Ⅱ	SL2	梅本吉彦		43		43	
月2	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 森川誠一郎			14	14	
月3	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	日高義博		28		28	
月3	前		企業統治法	SL23	新山雄三			38	38	
月4	前	○	刑法Ⅰ（総論）	SL1	岩井宜子, 日高義博	22	2		24	
月4	前		証券取引法	SL23	松岡啓祐		4	35	39	
月5	前		法情報検索	SL1	岡田好史	16			16	
月5	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	日高義博		28		28	
月5	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 森川誠一郎			16	16	
火1	前		労働法Ⅰ（基本領域）	SL23	渡辺 章		15	8	23	
火1	前		東アジア企業法務	SL23	何 連明		1	31	32	
火2	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	庄 菊博	22	2		24	前期の展開:ハク3
火2	前		法社会学	SL23	北村隆憲		14	5	19	
火2	前		保険法	SL23	武知政芳		8	23	31	
火2	前		地方自治法	SL23	白藤博行		1	10	11	
火3	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	庄 菊博	22	2		24	前期の展開:ハク2
火3	前	○	民法法総合演習Ⅱ（民事責任法）	SL2	良永和隆, 平井宜雄		28		28	
火3	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 斎藤清文, 森川誠一郎			16	16	
火4	前	○	民法法総合演習Ⅱ（民事責任法）	SL2	良永和隆, 平井宜雄		30		30	
火4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 斎藤清文, 森川誠一郎			17	17	
火5	前		独占禁止法	SL23	糸田省吾		6	32	38	
水1	前		EU法	SL23	中西優美子		2	1	3	
水2	前		国際法	SL23	森川幸一		3	2	5	
水3	前		西洋法制史	SL23	高橋清徳		28	26	54	
水4	前		法情報検索	SL2	岡田好史		13		13	
水4	前		企業会計法	SL23	小林俊明		8	41	49	
水5	前		消費者保護法	SL23	川地宏行		7	31	38	
木1	前		国際民事紛争解決	SL23	矢澤昇治		1	9	10	
木2	前	○	統治の基本理論	SL1	石村 修	22	1		23	
木2	前		企業税法	SL23	増田英敏		3	4	7	
木2	前		国際私法	SL23	矢澤昇治		3	11	14	
木3	前	○	刑事訴訟法Ⅰ	SL1	山本和昭	22			22	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）	SL2	石村 修		27		27	

木3	前		憲法総合演習Ⅰ(憲法訴訟論)	SL2	古川 純		25		25	
木4	前	○	行政法の基礎理論	SL2	晴山一穂	1	44		45	
木4	前	○	刑事実務演習	SL3	山本和昭, 森川誠一郎			17	17	
木5	前		知的財産法Ⅰ(著作権法)	SL23	齊藤 博		13	9	22	
金1	前		債権回収と債権保全	SL23	宮岡孝之			36	36	
金2	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	21	3		24	前期展開:ハ7金3
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	山田創一, 平井宜雄, 坂本武憲		18		18	
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	平井宜雄, 坂本武憲, 山田創一		18	3	21	
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ(現代契約法)	SL2	坂本武憲, 山田創一, 平井宜雄		19	2	21	
金3	前	○	民法Ⅰ(財産法システムⅠ)	SL1	良永和隆	21	3		24	前期展開:ハ7金2
金3	前		立法政策論	SL23	平井宜雄		5	12	17	
金4	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		22		22	
金4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀彦, 斎藤清文, 森川誠一郎			14	14	
金5	前		行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)	SL2	晴山一穂		14		14	
金5	前		知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)	SL23	大野 茂		10	25	35	
金5	前		執行・保全法	SL23	谷口安平		4	32	36	
金5	前		倒産法	SL23	谷口安平		8	12	20	
金5	前		エクスターンシップ	SL3	宮岡孝之			25	25	

【平成18年度法科大学院授業科目履修者数一覧(後期)】

授業 曜時	期 間	必 修 科 目	科目名	配 当	担 当 者	履修者数					備 考
						1年	2年	3年	4年	計	
月1	後		ロイヤリング	SL3	宮岡 孝之			22	1	23	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	日高 義博		17			17	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	高木 徹		19			19	
月2	後	○	刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)	SL2	笠井 治		18			18	
月3	後	○	商法Ⅰ(企業組織)	SL1	新山 雄三	22	4			26	
月3	後	○	民事法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	箕 康生		16			16	
月4	後	○	民事訴訟法Ⅰ	SL1	梅本 吉彦	10				10	
月4	後	○	民事法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	箕 康生		21			21	
月4	後	○	民事法総合演習Ⅴ(民事訴訟法)	SL2	梶村 寛道		18	1		19	
月5	後	○	刑法Ⅱ(各論)	SL1	日高 義博	22	1			23	
月5	後		海事法	SL23	武知 政芳					0	
月5	後		国際人権法	SL23	寺谷 広司			2		2	
月5	後		刑事政策	SL23	岩井 宜子		1	18		19	
火1	後		日本法制史	SL23	高木 侃		20	8		28	
火1	後		労働法Ⅱ(展開領域)	SL23	渡辺 章		10	9		19	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	松岡啓祐, 田邊宏康, 武知政芳		17	1		18	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	田邊宏康, 武知政芳, 松岡啓祐		19	1		20	
火2	後	○	商法演習Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL2	武知政芳, 松岡啓祐, 田邊宏康		18	2		20	
火3	後	○	民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)	SL1	平井宜雄	22				22	
火3	後		法哲学	SL23	嶋津 格		6	1		7	
火3	後		社会保障法	SL23	小島晴洋			5		5	
火4	後	○	商法Ⅱ(決済システム・企業取引)	SL1	武知政芳	22	1			23	
火4	後		法と経済	SL23	糸田省吾		8	13		21	
火4	後	○	民事実務演習	SL3	大工忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 梶村寛道			13		13	
火5	後		企業組織再編法	SL23	徳本 穰		4	22		26	
火5	後		知的財産法Ⅳ(侵害訴訟)	SL23	水谷直樹		1	1		2	
水1	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 箕 康生		6			6	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	高木 徹		17			17	
水2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	小出鎔一		20			20	
水2	後		行政法総合演習Ⅱ(行政救済法)	SL2	平田和一, 箕 康生		4			4	
水4	後	○	民法Ⅳ(家族法)	SL1	木幡文徳	22				22	
水4	後		法医学	SL23	三宅文太郎		15	25		40	
水5	後	○	民事訴訟法Ⅱ	SL1	梅本吉彦	10				10	
水5	後	○	民事法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	木幡文徳, 家永登, 山岸美佐子		17			17	
水5	後	○	民事法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	家永登, 山岸美佐子, 木幡文徳		20			20	
水5	後	○	民事法総合演習Ⅳ(家族法)	SL2	山岸美佐子, 木幡文徳, 家永登		18			18	
木1	後		模擬裁判	SL3	杉山博亮, 森川誠一郎, 井上素, 高橋風, 藤岡崇則, 山中健児, 宮岡孝之			7	1	8	
木2	後	○	人権の基礎理論	SL1	古川 純	22				22	
木2	後	○	刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)	SL2	山本和昭		18			18	
木2	後		環境問題と法	SL23	矢野昇治, 工藤一彦, 坂元樹行, 樋渡俊一		1	7		8	
木3	後	○	刑事訴訟法Ⅱ	SL1	山本和昭	22				22	
木3	後		憲法総合演習Ⅱ(人権保障論)	SL2	石村 修		5			5	

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第3章

木3	後	憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）	SL2	内藤光博			10		10
木3	後	国際取引法	SL23	杉浦保友			5		5
木4	後	○ 商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	新山雄三, 小林俊明, 徳本穰			17		17
木4	後	○ 商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	小林俊明, 徳本穰, 新山雄三			20		20
木4	後	○ 商法演習Ⅰ（企業組織）	SL2	徳本穰, 新山雄三, 小林俊明			18		18
木5	後	○ 行政法の基礎理論	SL1	晴山一穂		22	2		24
木5	後	知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）	SL23	齊藤 博			3	3	6
木5	後	刑事法特論（少年法・被害者保護法）	SL23	岩井宜子			13	9	22
金1	後	模擬裁判	SL3	杉山博亮 森川誠一郎 井上泰 高橋風 藤岡謙則 山中健児 宮岡孝之				13	13
金2	後	国際経済法	SL23	間宮 勇			2	1	3
金2	後	医事法	SL23	家永 登				13	13
金3	後	○ 民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	良永和隆, 庄菊博, 川地宏行			17		17
金3	後	○ 民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	庄菊博, 川地宏行, 良永和隆			19		19
金3	後	○ 民法法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）	SL2	川地宏行, 良永和隆, 庄菊博			18	2	20
金3	後	○ 民事実務演習	SL3	大江忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 榎村寛道				15	15
金4	後	○ 民事実務演習	SL3	大江忠, 斎藤清文, 宮岡孝之, 榎村寛道				17	17
金5	後	住宅関係法（借地借家・マンション）	SL23	良永和隆				10	10
憲判	後	○ 民事訴訟法Ⅰ	SL1	谷口安平		12			12
憲判	後	○ 民事訴訟法Ⅱ	SL1	谷口安平		12			12

【平成19年度法科大学院授業科目履修者数一覧（前期）】

授業 曜時	期 間	必 修 科 目	科 目 名	配 当	担 当 者	履修者数				備 考
						1年	2年	3年	計	
月1	前		クリニック	SL3	宮岡孝之			36	36	
月2	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	日高義博		28	1	29	
月2	前	○	刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）	SL2	寺島秀昭			26	26	
月2	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 森川誠一郎			19	19	
月4	前	○	刑法Ⅰ（総論）	SL1	岩井宜子, 日高義博	25	1		26	
月4	前		証券取引法	SL23	松岡啓祐		4	27	31	
月5	前		法情報検索	SL1	岡田好史	7			7	
月5	前	○	刑事実務演習	SL3	高木 徹, 森川誠一郎			18	18	
火1	前		東アジア企業法務	SL23	何 連明		1	41	42	
火2	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	山田創一	25	1	1	27	前期2展開：ヘア火3
火2	前		法社会学	SL23	神長百合子		20	5	25	
火2	前		保険法	SL23	武知政芳		4	13	17	
火2	前		地方自治法	SL23	白藤博行		1	23	24	
火3	前	○	民法Ⅱ（財産法システムⅡ）	SL1	山田創一	25	1	1	27	前期2展開：ヘア火2
火3	前	○	民法法総合演習Ⅱ（民事責任法）	SL2	良永和隆, 平井宜雄		26		26	
火3	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 森川誠一郎			18	18	
火4	前	○	民法法総合演習Ⅱ（民事責任法）	SL2	良永和隆, 平井宜雄		28	1	29	
火4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 森川誠一郎			17	17	
火5	前		企業統治法	SL23	松岡啓祐		10	45	55	
火5	前		独占禁止法	SL23	和泉澤衛		5	5	10	
水1	前		EU法	SL23	中西優美子		7	16	23	
水2	前		国際法	SL23	森川幸一		2	3	5	
水3	前		西洋法制史	SL23	高橋清徳		17	10	27	
水4	前		法情報検索	SL2	岡田好史		10		10	
水4	前		企業会計法	SL23	小林俊明		9	44	53	
木1	前	○	民事訴訟法Ⅰ	SL1	佐野裕志	26	1		27	
木1	前		労働法Ⅰ（基本領域）	SL23	川田琢之		19	14	33	
木1	前		国際民事紛争解決	SL23	矢澤昇治			12	12	
木2	前	○	統治の基本理論	SL1	石村 修	25	1		26	
木2	前		租税法／企業税法	SL23	増田英敏		2	9	11	
木2	前		国際私法	SL23	矢澤昇治		1	22	23	
木3	前	○	刑事訴訟法Ⅰ	SL1	山本和昭	25	1		26	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）	SL2	石村 修		25		25	
木3	前		憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）	SL2	古川 純		15		15	
木4	前	○	行政法の基礎理論	SL2	晴山一穂	1	35	1	37	
木4	前	○	刑事実務演習	SL3	山本和昭, 森川誠一郎			17	17	
木5	前		知的財産法Ⅰ（著作権法）	SL23	齊藤 博		15	6	21	
金1	前		債権回収と債権保全	SL23	宮岡孝之		4	42	46	
金2	前	○	民法Ⅰ（財産法システムⅠ）	SL1	良永和隆	25	3		28	前期2展開：ヘア金3
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ（現代契約法）	SL2	山田創一, 平井宜雄, 坂本武憲		19	1	20	
金2	前	○	民法法総合演習Ⅰ（現代契約法）	SL2	平井宜雄, 坂本武憲, 山田創一		17		17	

金2	前	○	民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）	SL2	坂本武憲, 山田創一, 平井宜雄		16		16	
金2	前		要件事実	SL3	梶村寛道, 宮岡孝之			50	50	
金3	前	○	民法Ⅰ（財産法システムⅠ）	SL1	良永和隆	25	3		28	前期2展開:へア金2
金3	前		行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）	SL2	晴山一穂		26		26	
金3	前		立法政策論	SL23	平井宜雄		1	7	8	
金3	前		消費者保護法	SL23	川地宏行			35	35	
金4	前	○	民事訴訟法Ⅱ	SL2	佐野裕志		35		35	
金4	前	○	法曹倫理	SL3	大竹秀達, 石原直弥, 森川 誠一郎			20	20	
金5	前		行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）	SL2	晴山一穂		15		15	
金5	前		知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）	SL23	大野 茂		9	7	16	
超外	前	○	民事訴訟法Ⅰ	SL1	谷口安平				0	
超外	前		執行・保全法	SL23	谷口安平		6	28	34	
超外	前		エクスターンシップ	SL3	宮岡孝之			33	33	

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

本学においては、法律基本科目は、20人を基準にクラス編成をしている。《開講授業科目一覧（別紙様式1）参照》【解釈指針3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- （2）1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- （3）授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

（基準3-2-1に係る状況）

1. 1年次（未修者）においては、1年間で、法律基本科目の体系的理解を得させるため、未修者の特性を考慮して、講義を主体に展開しているが、具体的な設例を含む検討課題を予め提示し、予習をさせている。また、授業においては、随時基本的事項について発問し、理解度を確認しつつ進行することとしている。さらに、レポート、小テストを織り込み、復習によって講義内容を十分に習得しているか否かを確認している。現状の下では、少人数クラスのため、これらの措置を通して履修者すべての理解度を確認しうるものとなっている。期末には、120分の記述式の試験を厳格に行い、解答内容の評価と合せて、文章構成能力や表現能力が備わっているか否かを確認・評価するものとしている。

2年次には、未修者と既修者を混合し、法律基本科目の演習科目を必修として、あらかじめ示した課題について、議論を行うことを主体とした授業を展開している。レポート、小テストを織り込み、個別の文章能力についても点検・確認しながら、授業を展開している。また、演習科目については、教員対学生の双方向授業にとどまらず、学生同士で議論する多方向の授業も講義担当者の工夫により実施するよう努力している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、シラバス等綴（要項 P.33）参照》【解釈

【指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③ローファームで行われた法律相談、④ローファームへの立入り、⑤その他、法科大学院において知り得た事件にかかわる事項について、理由とその方法のいかんを問わず、第三者に対して、伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から受け取っている。

エクスターンシップについては、担当の教員が研修先の実務指導者との連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、単位認定の責任者となっている。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先からの報酬を受け取ってはならないことを指導している。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、資料6、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針3-2-1-4】

その他、刑事実務演習では、学生の模擬接見のビデオ撮影等による検討、民事法総合演習V（民事訴訟法）では、希望者を募り集中証拠調べ期日の民事裁判の傍聴等も実施している。

2. 1年間の授業計画については、毎年4月に配布している法科大学院要項に各授業科目のシラバスを掲載し、そこに、授業内容、成績評価の方法を具体的に明示している。また、使用教材も要項で予め示し、或いは各担当者が作成の上配布している。
3. 各授業科目において、検討課題や授業内容を示した資料をあらかじめ配布し、予習を促すこととしている。複数展開の科目については、教材や課題について担当者間の連絡を密にし、相互の均衡をはかることとしている。

法律基本科目の演習においては、予め課題を示したうえで学生による討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業を進めている。《開講授業科目一覧（別紙様式1）、資料4、シラバス等綴（要項P.33）参照》【解釈指針3-2-1-5】

また、集中授業について、平成18年度は下表のスケジュールで各科目15回の講義を実施した。いずれもの科目についても、事前と事後の学習に必要な時間が確保できるよう配慮した。平成19年度については、科目の期間を変更し、受講者により配慮したスケジュールで実施する予定としている。

科目	期間	平成18年度	期間	平成19年度(予定)
民事訴訟法Ⅰ	後	11/ 6 (月) 6, 7時限 ①② 11/ 7 (火) 6時限 ③ 11/ 9 (木) 6時限 ④ 11/11 (土) 1~3時限 ⑤⑥⑦ 11/13 (月) 6, 7時限 ⑧⑨ 11/14 (火) 6, 7時限 ⑩⑪ 11/15 (水) 6, 7時限 ⑫⑬ 11/18 (土) 1, 2時限 ⑭⑮	前	
民事訴訟法Ⅱ	後	12/22 (金) 6時限 ① 12/23 (土) 1, 2時限 ②③ 12/24 (日) 1, 2時限 ④⑤ 12/25 (月) 1, 2時限 ⑥⑦ 12/27 (水) 1, 2時限 ⑧⑨ 12/28 (木) 1, 2時限 ⑩⑪ 1/ 8 (月) 1, 2時限 ⑫⑬ 1/ 9 (火) 1, 2時限 ⑭⑮	後	
執行・保全法	前	6/12 (月) 6, 7時限 ①② 6/13 (火) 6, 7時限 ③④ 6/15 (木) 6, 7時限 ⑤⑥ 6/16 (金) 6, 7時限 ⑦⑧ 6/17 (土) 1~3時限 ⑨⑩⑪ 6/19 (月) 6, 7時限 ⑫⑬ 6/20 (火) 6, 7時限 ⑭⑮	前	7/10 (火) 6時限 ① 7/11 (水) 5, 6時限 ②③ 7/12 (木) 6時限 ④ 7/13 (金) 6時限 ⑤ 7/14 (土) 1, 2時限 ⑥⑦ 7/16 (月) 6時限 ⑧ 7/17 (火) 6時限 ⑨ 7/18 (水) 5, 6時限 ⑩⑪ 7/19 (木) 6時限 ⑫ 7/20 (金) 6時限 ⑬

				7/21 (土) 1, 2 時限 ⑭⑮
倒産法	前	5/15 (月) 6, 7 時限 ①② 5/16 (火) 6 時限 ③ 5/17 (水) 6 時限 ④ 5/18 (木) 6 時限 ⑤ 5/19 (金) 6 時限 ⑥ 5/22 (月) 6 時限 ⑦ 5/23 (火) 6 時限 ⑧ 5/24 (水) 6 時限 ⑨ 5/25 (木) 6, 7 時限 ⑩⑪ 5/26 (金) 6, 7 時限 ⑫⑬ 5/27 (土) 1, 2 時限 ⑭⑮	後	

【解釈指針 3-2-1-6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

各年次における履修科目として登録することのできる単位数は、下表のとおり 1 年次 35 単位、2 年次 36 単位、最終年次は 44 単位を上限とし、それ以上の履修は認めていない。その中には集中授業科目及び再履修科目の単位も含めている。

(1) 未修者 (平成 19 年度入学者)

区分	科目群	1 年次	2 年次	3 年次	必要最低単位		備考
必修	法律基本科目	34	20		54	60	
	実務基礎科目			6	6		
選択 必修	法律基本科目		4		4	4	
	基礎法学・隣接科目		(0~4)	(0~4)	4	34	
	展開・先端科目		(4~12)	(22~38)	18		
選択	実務基礎科目	(0~1)					
年間履修範囲		(34~35)	(32~36)	(32~44)			
修了単位					98		

* () 内の数字は、各年次・区分等において履修可能な単位数の範囲

* 再履修した科目の単位数も年間履修範囲に含む

(2) 既修者 (平成 19 年度入学者)

区分	科目群	2 年次	3 年次	必要最低単位		備考	
必修	法律基本科目	24		24	30		
	実務基礎科目		6	6			
選択 必修	法律基本科目	4		4	4		
	基礎法学・隣接科目	(0~4)	(0~4)	4	34		
	展開・先端科目	(2~8)	(24~38)	18			
選択	実務基礎科目						
年間履修範囲		(34~36)	(34~44)				
修了単位					68		

* () 内の数字は、各年次・区分等において履修可能な単位数の範囲

* 再履修した科目の単位数も年間履修範囲に含む

【解釈指針 3-3-1-1】 【解釈指針 3-3-1-2】 【解釈指針 3-3-1-3】 【解釈指針 3-3-1-4】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

1. 法律基本科目については、それぞれ、20人以下の少人数クラスで、個々の学生との質疑応答が可能であり、法知識を深め、思考力、分析力、表現力が修得できるよう、双方向授業を行っている。また、レポート或いは裁判所に提出する書面等の課題を与え、文章表現力を養成するための授業運営もしている。レポートや課題については、添削、オフィスアワーでの個別指導、全体的講評の学生への提示等多様な方法を通して評価内容の学生へのフィードバックを実施している。
2. 必修科目と重ならないように、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の時間割を編成するのは開講している科目数からして困難であり、多少の重複は避けられなかったが、必修科目のクラス指定を弾力的に運用するなどして、極力各自の履修要求に応じている。

改善を要する点

現状においては、行政法の基礎理論【既修者】及び民事訴訟法Ⅱ【既修者】において、他科目と比較すると履修者数が多いため、将来的に改善することも今後検討したい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 客観的な成績評価の方法を周知徹底するために、科目ごとに①面談（質疑応答・口頭試問を含む）、②出席点（出席状況）、③宿題（予習・復習・レポート）、④試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）などの配点の割合をシラバス（法科大学院要項）で予め明示している。

成績評価に当っては、授業への取り組み等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取り組みの程度と理解の程度の双方を授業の都度評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみで合格点を与えることはせず、期末試験を中心とする試験結果をもっとも大きい比重で評価している。

採点方針は、次のとおりである。

- ・優秀と認められるものについては、その内容に応じて、B評価（84～80点）以上とする。ただし、その上限は概ねB+評価（89～85点）とし、抜群に優れているものについてのみ、A評価（100～90点）とする。
- ・良好な水準に達していると認められるものについては、その内容に応じC+評価（79～75点）、C評価（74～70点）とする。
- ・一応の水準に達していると認められるものについては、その内容に応じD+評価（69～65点）、D評価（64～60点）とする。
- ・上記以外のものについては、F評価（59点以下）とする。

成績評価は、各授業担当者による絶対評価としているが、得点分布の目安として、A評価（100～90点）5%以下、B+評価（89～85点）及びB評価（84～80点）30%程度、C+評価（79～75点）及びC評価（74～70点）40%程度という指標を設定し、各授業科目担当者に徹底するようにしている。

なお、平成17年度の「憲法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）」、「憲法総合演習Ⅱ（人権保障論）」、「民事実務演習」等において、A並びにB+及びBの比重が上記基準を大きく上回るケースもあった。憲法総合演習Ⅰ・Ⅱの場合には、シラバスに明記した採点方法に基づいて、平常点を比較的高い割合（全体で50%）としたことで高得点者が多く出る結果となったが、平成18年度においては、評価の平準化を図り、担当者間の協議を密にすることにより、改善を図った。民事実務演習についてもほぼ同様の理由であるが、この科目はオムニバス授業であり、授業時の質疑対応等のプラス要因を加算していく方式をとったことにより、出席点、面談点、課題点がほぼ満点になってしまったことが原因となっている。これについては、各担当者の加算ポイントを一定幅に抑えることで、平成18年度には改善された。

《資料7、シラバス等綴（③成績分布データ）、シラバス等綴（要項P.20）参照》【解釈指針4-1-1-1】

2. 学生に成績結果を通知し、その評価内容の詳細を知りたい場合は、各担当教員に直接面接し、説明を求めることを奨励している。納得がいかない場合、シラバスに明示したとおりの方法で評

価が行われていないなどの不満がある場合は、教務委員会に検討を求めることができるものとしており、教務委員会が検討し、適切な是正を求めうるものとしている。各教員の成績評価の分散度については、一覧表にして、教授会及び授業担当者に公開し、バランスのとれた適切な評価を行うよう求めている。また筆記試験採点の際の匿名性が確保されるよう学籍番号、氏名欄を覆い隠し、答案綴りを作製している。《資料7、シラバス等綴（③成績分布データ）、シラバス等綴（要項P.20）参照》【解釈指針4-1-1-2】

3. レポートと授業時間内のテストについては、採点の上、学生に返却するようしており、学期末試験の後の成績評価については、次のセメスターの始まる前に結果の通知を行うとともに、オフィスアワー等を通して、希望者に対して、各教員が答案を明示して評価の根拠を示すものとしている。成績不良者については、教務委員長とクラス担任が個々の学生に対して個別の注意勧告と指導を行っている。《資料7、シラバス等綴（③成績分布データ）、シラバス等綴（要項P.21）参照》【解釈指針4-1-1-3】

4. 期末試験は、各科目120分の試験時間をとって厳格に筆記試験を実施できるよう、2週間の試験期間を設けている。学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人1日2科目以下の受験となるよう、配慮している。

なお、筆記試験において合格点に達しなかった者に対しての再試験は実施していない。また、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなくなったものに対しては、専修大学法科大学院試験規程第2条2項に基づき厳格な要件の下に追試験を実施している。追試験の実施状況は資料7に示すとおりであり、前期試験及び後期試験の問題とは別に問題を作成して行っている。《資料7、シラバス等綴（③成績分布データ）、シラバス等綴（要項P.18、P.276）参照》【解釈指針4-1-1-4】

参照資料

専修大学法科大学院試験規程第2条2項

次に掲げる事由により、前項第1号（前期試験）及び第2号（後期試験）に定める試験が受験できなかった者に対しては、その申し出により、その試験に代わる試験（追試験）を実施する。

- (1) 天災その他の災害
- (2) 二親等内の親族の危篤又は死亡
- (3) 受験を著しく困難とする一時的な疾病又は障害
- (4) 交通機関の事故
- (5) その他法科大学院長がやむを得ないと認めた事由

5. 成績分布に関するデータは、資料作成後、各教員に配布すると共に、学生に対しては、所定の手続きを経て個別に閲覧させている。また、成績評価の基準については、各授業担当者が、成績結果に関する講評とともに掲示をし、或いは学生の要請に基づきオフィスアワーで説明するなど、学生に告知するための方策を講じた。《シラバス等綴（③成績分布データ）参照》

基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、学則第35条（入学前の既修得単位等の認定）において既修者として入学した学生を除いた学生が、その対象範囲となっている。現時点において本規定を適用する学生は出ていないが、その適用に際しては教務委員会で審議し、教授会で決定する手続きを経て厳格に行うことになっている。入学前の既修得単位は、当該修得科目の内容を審査した上で、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群の科目としてのみ認定することになっている。《シラバス等綴（要項P.263）参照》

基準4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-3に係る状況）

進級制は採用していないが、学習効果を考慮して、未修者、既修者共に特定の科目の履修について、その基礎となる科目の単位修得を条件とする以下の履修条件を課している。

〔未修者〕

- ①2年次の民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）を履修するためには、1年次の民法Ⅰ（財産法システムⅠ）及び民法Ⅱ（財産法システムⅡ）の単位を修得していること。
- ②2年次の民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）を履修するためには、1年次の民法Ⅲ（事務管理・不当利得・不法行為）の単位を修得していること。
- ③2年次の民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）を履修するためには、1年次の民法Ⅰ（財産法システムⅠ）及び民法Ⅱ（財産法システムⅡ）の単位を修得していること。
- ④2年次の刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）を履修するためには、1年次の刑法Ⅰ（総論）の単位を修得していること。
- ⑤2年次の刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）を履修するためには、1年次の刑法Ⅱ（各論）の単位を修得していること。
- ⑥3年次の民事実務演習及び刑事実務演習を履修するためには、1年次の必修34単位を修得していること。
- ⑦3年次の民事実務演習を履修するためには、2年次の民事法総合演習Ⅰ～Ⅴと商法演習Ⅰ・Ⅱの計7科目中6科目の単位を修得していること。
- ⑧3年次の刑事実務演習を履修するためには、2年次の刑事法総合演習Ⅰ～Ⅲの単位を修得していること。

〔既修者〕

- ①3年次の民事実務演習を履修するためには、2年次の民事法総合演習Ⅰ～Ⅴと商法演習Ⅰ・Ⅱの計7科目中6科目の単位を修得していること。
- ②3年次の刑事実務演習を履修するためには、2年次の刑事法総合演習Ⅰ～Ⅲの単位を修得していること。

さらに、各年次における年間最高履修単位を設定し、それを法科大学院要項に明記することによって、各年次における修得単位数によっては結果的に標準修業年限での修了ができなくなることも周知されている。また、セメスター毎のGPAが2.00に満たない時には、注意勧告をしており、3期連続してセメスターのGPAポイントが、2.00に満たない時は退学勧告をすることとしている。

なお、進級制を採用していないことの一つとして、上述の履修条件等により、実質的な進級制と同様の効果が得られることを前提とし、修了年次（3年次）で修了することができず、4年次になった場合、修了に必要な単位に不足している単位数が8単位以下の場合には、学費（授業料・施設費相当額）を半額に減免する措置を採用していることもあげられる。これにより、標準修業年限を超えて在学する学生にとっては、原級留置となる進級制と比較した際、経済的負担を大きく軽減することができることとなっている。《シラバス等綴（要項P.10・11・21・268）参照》【解釈指針4-1-3-2】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し，93単位以上を修得していること。
この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法

科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

(基準4-2-1に係る状況)

1. 本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。この場合において、次に掲げる取扱いをしている。

ア 教育上有益であるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

イ 法学未修者に限り、入学前に他の大学院または海外の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ウ 法学既修者については、30単位を既に修得したものとみなし、2年以上在籍し、68単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。

《シラバス等綴（要項P.10・11・262）参照》【解釈指針4-2-1-1】

2. 本法科大学院では、既修者は2年次に編入し、1年次の必修科目のうち30単位を履修したものとみなしている。平成19年度入学者における、それぞれの修得すべき単位の内訳は次のようになっている。

・未修者（修業年限3年）

ア	公法系科目	10単位
イ	民事系科目	34単位
ウ	刑事系科目	14単位

エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	18単位

※アからカまでに定める単位数の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から12単位を修得しなければならない。

・既修者（修業年限2年）

ア	公法系科目	6単位
イ	民事系科目	16単位
ウ	刑事系科目	6単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	18単位

※アからカまでに定める単位数の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から12単位を修得しなければならない。

3. 法学未修者、法学既修者共に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から、計40単位以上を修得することとしているため、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得することとなる。《シラバス等綴（要項P.10・11・262）参照》【解釈指針4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

1. 法学既修者としての認定に当たっては、入学者選抜試験において法律科目試験を実施している。試験は、平成17年度以降の受験者に対しては、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目を実施し、さらに平成19年度からは、憲法・民法・刑法の合計点に基準点を設けることで、より厳格に行っている。その試験において、法学部卒業程度の学力を備えているかを厳格に判定し、十分にその学力があると思われる者を合格とするので、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法律基本科目については基本的な学力を備えていることを前提として、1年次配当の必修科目のうち「行政法の基礎理論」と「民事訴訟法Ⅱ」を除く30単位の履修免除を認めるものとしている。《資料8参照》【解釈指針4-3-1-1】

この法学既修者認定における、公平性・開放性・多様性の確保の観点による具体的なプロセスとしては以下の点があげられる。まず志願者を募集する段階では、全国からの志願者を求めるため、説明会も各地で行い、出身大学が専修大学に偏らないように心がけている。選抜に際しては、志願者の学歴、職歴、社会活動、資格等を客観的な基準で評価することとし（最高50点）、その評価項目は募集要項に明記している。以上の措置を通して、選抜過程において「開放性」と「多様性」が確保されるように工夫がなされている。また、書類審査に際しては、本学出身の受験者を有利に扱うことはなく、筆記試験においても匿名性が厳格に確保されているため、本学出身受験者と他大学出身受験生の「公平性」は保たれている。法学既修者としての認定を行うための法律科目試験と面接においても、法学部出身者を優遇する採点方法はとっていない。さらに、各科目の配点と主題内容は公表されており、この点においても公平さを図っている。【解釈指針4-3-1-2】

また、平成16年度受験者に対しては、民法を必修科目として、憲法、刑法、商法からいずれか1科目を選択する試験を実施したが、履修免除された各科目については、2年次において当該関連科目に関する多数の総合演習又は演習を必修科目として履修することを義務づけており、当該科目について法学既修者としての基礎学力（法学部卒業程度の学力）が予習段階から当然に要求され、授業担当者は、毎回の授業や課題等を通して、その科目について法学既修者としての学力

が確実に習得・維持されていることを確認しつつ教育・指導し、厳格な成績評価体制をとった。

《資料8参照》【解釈指針4-3-1-3】

2. 財団法人日弁連法務研究財団が実施する「法学既修者試験」については、受験することが好ましいと公表している。したがって、既修者を選抜する際に、任意に提出された試験結果を、当該年度の平均点を参考にした独自の換算表に基づいて、科目ごとに一定レベル以上（具体的には各科目の年度における平均点以上）の得点者について点数を加点する方式を厳格に行っている。《資料8参照》【解釈指針4-3-1-4】
3. 他方、「行政法」と広義の民事訴訟法は、実務上重要であるにもかかわらず、一般に法学部の卒業生であっても学習が手薄になりがちなところである。したがって、未修者1年次の配当科目のうち、この両科目の内容を有する「行政法の基礎理論」と「民事訴訟法Ⅱ」については、法学既修者として入学を許可しても、履修免除をせず、必修科目として2年次の前期に学習させることとしている。《資料8参照》【解釈指針4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本学の入学試験においては、大学での成績、社会経験、持っている資格など、書類審査において評価の対象となる項目は募集要項に明示しており、筆記試験の採点にあたっては、個人の識別ができないよう、厳重に管理して、公平性を図っている。

本学学部出身者についても、奨学金を特設する以外は、優遇をはかっていない。

改善を要する点

絶対評価を採用していることから、科目間に、学生の成績分布に隔たりが一部存在する。絶対評価といえども、得点分布の目安を一応の基準とするよう、周知徹底させたい。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 実施体制

本法科大学院は、学部とは別に「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を独自に設置している。構成員は法科大学院の専任教員とし、任期1年としている。（「FD委員会規程」を参照）。【解釈指針5-1-1-2】

2. 教員研修

(1) 最新の国内判例・外国（欧米）判例及び学説の新展開に関する研究会を開き、教育内容における「理論と実務の架け橋」を意識すること。

(2) 学内・学外の講師による講演会を開き、法科大学院における教育内容並びに方法や、海外における法曹養成制度について学ぶ。【解釈指針5-1-1-3】

(3) パワーポイント活用などの技術研修の研究会を開く。【解釈指針5-1-1-1】

3. 授業評価等の実施

学部の多人数授業科目を対象とした場合の授業評価とは異なる目的と対応を考える。

4. 履行状況

(1) 委員会の開催状況

[平成16年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H16. 5.24)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H16. 6.16)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H16. 6.23)
	第4回	法科大学院FD委員会	(H16. 9.22)
	第5回	法科大学院FD委員会	(H16.10. 5)
	第6回	法科大学院FD委員会	(H17. 1.18)
	第7回	法科大学院FD委員会	(H17. 3.23)
[平成17年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H17. 6.17)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H17.10.19)
[平成18年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H18. 4.13)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H18. 5.19)
	第3回	法科大学院FD委員会	(H18.10.13)
[平成19年度]	第1回	法科大学院FD委員会	(H19. 4.19)
	第2回	法科大学院FD委員会	(H19. 6.19)

(2) 学内研修会等

[平成16年度]

① 開催日 平成16年 7月31日（土）

テーマ 『アメリカのロースクールの教育方法について』

講演者 ・ニューヨーク州弁護士 下平高志氏（旭化成総務センター法務室 主査）
「米国の司法試験・弁護士実務に直結しているか」

・ニューヨーク州弁護士 山本隆司氏（インフォテック法律事務所 弁護士）
「日本の法科大学院の参考になりうるか」

講演会終了後、後期授業に向け参考とするため教員懇談会を開催し、前期授業の感想、学生の授業態度・能力、教員側の配慮すべき事項等について率直な意見交換が行われた。

② 開催日 平成17年 3月24日（木）

- ・テーマ 『獣医学系教育ITポータルサイトの開発について』
講演者 独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部助教授 川端明美氏
- ・テーマ 『ルーヴァン及びブラッセルにおける知的財産の先端的教育』
講演者 ルーヴァン・カトリック大学教授, 同知的財産研究所長
フランク・ゴッツェン氏

[平成17年度]

- ① 開催日 平成17年 7月23日 (土)
テーマ 『英国の法曹養成制度について』
講演者 一橋大学法学研究科 教授 杉浦保友氏
講演会終了後、前年同様今後の授業内容の改善に向けての教員懇談会を開催した。
- ② 開催日 平成17年12月 9日 (金)
テーマ 『知的財産法及び関連領域の教育方法と教材』
講演者 マックスプランク研究所 教授 アネッテ・クーア氏
カールスルーエ大学 教授 トマス・ドライヤー氏
- ③ 開催日 平成17年12月10日 (土)
テーマ 『知的財産法制の将来像』
講演者 マックスプランク研究所 教授 アネッテ・クーア氏
カールスルーエ大学 教授 トマス・ドライヤー氏
- ④ 開催日 平成18年 1月26日 (木)
テーマ 『欧州での弁理士、弁護士業』
講演者 欧州特許・商標弁理士 内田謙二氏
- ⑤ 開催日 平成18年 1月27日 (金)
テーマ 『知的財産に関する欧州での経験』
講演者 欧州特許・商標弁理士 内田謙二氏
- ⑥ 開催日 平成18年 2月23日 (木)
テーマ 『知的財産法及び関連領域の教育方法』
講演者 WIPO (世界知的所有権機関) 世界アカデミー・ディーン

パジ・シンジェラ博士

- ⑦ 開催日 平成18年 2月24日 (金)
 - ・テーマ 『欧州における知的財産教育』
講演者 欧州特許庁 裁判官 クリストファー・ヒース博士
 - ・テーマ 『知的財産に関するWIPO (世界知的所有権機関) の教育法』
講演者 WIPO世界アカデミー・ディーン パジ・シンジェラ博士
 - ・テーマ 『アジア諸国に対する人材養成の支援』
講演者 伊東国際特許事務所 顧問・弁護士 辻 信吾氏

[平成18年度]

- ① 開催日 平成18年 7月29日 (土)
テーマ 『慶應義塾大学大学院法務研究科における教育方法の特徴と課題』
講演者 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 伊東研祐氏
- ② 開催日 平成18年12月16日 (土)
 - ・テーマ 『教員研究会 ～良永和隆教授の授業のビデオを参考にした
法科大学院における授業のあり方～』
 - ・テーマ 『知的財産に関するヨーロッパ及びドイツにおける最近の動き
ー著作権、著作隣接権を中心に』
講演者 マックスプランク知的財産・競争・税法研究所
ジルケ・フォン・レヴィンスキー博士
- ③ 開催日 平成18年12月18日 (月)
テーマ 『コロンビアロースクールにおける教育方法と教材』
講演者 コロンビア大学教授 ジェーン・ギンズバーグ氏
- ④ 開催日 平成18年12月20日 (水)
テーマ 『ニューヨーク大学における教育方法と教材』
講演者 ニューヨーク大学ロースクール教授 ロッシェル・ドレイフュス氏

(3) 学外の研修会への派遣。

以下の研修会等の参加者は、その内容を教授会において報告している。

【法科大学院協会主催】

[平成16年度]

- ① 司法研修所による法科大学院教員研修プログラム
 - ・第1回 刑法 (H16. 4. 26) 参加者：岩井宜子教授
 - ・第2回 刑法 (H16. 4. 30) 参加者：岩井宜子教授
 - ・第3回 刑法 (H16. 5. 16) 参加者：岩井宜子教授
 - ・第4回 民法 (H16. 6. 9) 参加者：良永和隆教授
 - ・第5回 民法 (H16. 6. 15) 参加者：良永和隆教授
- ② シンポジウム「法科大学院における教育の実際」 (H16. 12. 11 中央大学)
参加者：宮岡孝之教授

[平成17年度]

- ① 法科大学院における臨床系教育 (H17. 12. 3 学術総合センター)
参加者：宮岡孝之教授

[平成18年度]

- ① シンポジウム「法科大学院の現状と評価」 (H18. 6. 10 京都リサーチパーク)
参加者：石村修教授
- ② プレシンポジウム「法科大学院の教育成果を検証する」 (H19. 3. 3 慶應義塾大学)
参加者：岩井宜子教授

[平成19年度]

- ① シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」 (H19. 6. 9 中央大学)
参加者：石村修教授、佐野裕志教授

【日本弁護士連合会主催】

[平成16年度]

- ① 第3回クリニック研究会 (H16. 6. 30 國學院大學)
参加者：宮岡孝之教授
- ② 刑事訴訟実務に関する意見交換 (H16. 7. 15 弁護士会館)
参加者：高木徹教授、山本和昭教授
- ③ 新司法試験サンプル問題検討シンポジウム (H17. 1. 15 日本教育会館)
参加者：石村修教授、岩井宜子教授、宮岡孝之教授

[その他]

- ① 法科大学院教育と新司法試験シンポジウム (H17. 3. 12 早稲田大学)
参加者：晴山一穂教授、宮岡孝之教授

[平成17年度]

- ① 新司法試験科目別シンポジウム (H17. 7. 2 明治大学リバティタワー)
参加者：宮岡孝之教授
- ② 法科大学院における労働法教育の実践と課題 (H17. 9. 3 弁護士会館)
参加者：渡辺章教授
- ③ 法科大学院公法系実務教育シンポジウム (H17. 11. 19 日本青年館)
参加者：石村修教授、晴山一穂教授、古川純教授、内藤光博兼担教員
- ④ 新司法試験のあり方を考える (H17. 12. 10 早稲田大学)
参加者：梶村寛道教授
- ⑤ 法科大学院における民法教育及び民事訴訟法教育のあり方 (H18. 3. 4 創価大学)
参加者：梶村寛道教授
- ⑥ 法科大学院におけるローヤリング科目に関する意見交換会 (H18. 3. 18 弁護士会館)
参加者：宮岡孝之教授

[平成18年度]

- ① 法科大学院教育における民法教育と要件事実の教育のあり方 (H18. 11. 25 創価大学)
参加者：梶村寛道教授
《資料9、資料11参照》

(4) 授業評価については、学生による授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各々1回実施した。この調査は、平成16年度は18項目（オムニバス科目は19項目）、同17・18年度は20項目（オムニバス科目は21項目）について、各項目5段階評価で評点を付けてもらうとともに、自由記載欄に学生の自由な意見を述べてもらった。総合評価では「5」点満点で「4」点台の一応の合格点を得た。

FD委員会は、このアンケート調査結果を基に、改善すべきと思われる事項について報告書を作成し、これを教授会に報告するとともに全教員に配付した。各教員には、この報告書の外に全体のアンケート集計結果表、当該教員の担当科目のアンケート集計結果表並びに当該教員に関する自由記載欄に記載された学生の意見を送付した。

学生には、16年度前期のアンケート結果については、全体の集計結果、既修者、未修者毎の集計結果を報告したが、学生からもう少し詳しい報告をして欲しいとの要望があったことから、16年度の後期のアンケートに関しては、上記の外に、FD委員会が教授会に報告した上記報告書の要旨についても報告した。また17年度前期のアンケートからは、それまで掲示板に掲示して報告していたのみであったことを改め、16年度後期で報告したものと同様の事項について、文書を作成し、これを全学生に配布して報告した。

この授業改善アンケートを行ったことにより、最初のアンケートで改善を指摘された事項（アンケート評価3以下若しくは自由記載欄による指摘）について、以後の調査で再度指摘されることはなくなったこと、オムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ（同一事項の重複講義など）や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打合せが密になされるようになるなど具体的な改善例が認められる。

また、平成18年度前期のアンケートから、最終講義（第15講）か第14講の講義時間を10～15分短縮し、授業担当者はアンケート用紙を教室で配布後退室し、授業終了時間に法科大学院事務課職員が教室で回収する方法を採用した（自由記載欄は従前通り後日回収）。その結果、平成17年度後期の回収率29.6%から、平成18年度前期84.9%へ、後期には88.1%へと大幅に改善された。《資料12参照》【解釈指針5-1-1-3】

【参照資料】

専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学専門職大学院学則第30条第3項の規定に基づき専修大学法科大学院(以下「法科大学院」という。)のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 法科大学院に、専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) FDの企画及び実施に関すること。
- (2) FDに関する情報を収集すること。
- (3) FDに関する情報を法科大学院の教員等に提供すること。
- (4) FDに関する講演会、研修会等を企画及び実施すること。
- (5) その他FDに関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、法科大学院の専任教員、併任教員、実務家専任教員(常勤・みなし)の中から3名以上の委員をもって構成する。

2 前項の委員の選任は、法科大学院の教授会で行う。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員の中から法科大学院長が指名する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数によって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、法科大学院事務課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、法科大学院教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

基準5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5-1-2に係る状況)

1. 実施体制

基準5-1-1の4履行状況に記載したとおり、FD委員会により、学内研修会及び学外研修会実施を、各教員に通知し直接の参加を促すとともに、学外研修会については、参加者により、その研修内容を教授会に報告させている。

2. 教員研修

(1) 学外の研修機関における研修課程

研究者教員が「理論と実務の架け橋」となる教育を実践するにあたって必要な諸条件を体験的に学ぶ、弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修に教員を参加させている。

(2) 大学・大学院教育の経験のない実務家教員を含む授業方法研究

現在のところ、学内における研修会後、教員による懇親会を開催し、授業方法等について、自由に発言・検討する機会を設け、他の教員の授業方法に関する工夫を知る機会を与え、相互に参考にしている。また、特定科目の授業について、ビデオ撮影をして、それを上映し、教員間で参考にすることを実施している。

3. 履行状況

前記基準5-1-1の4の「学外の研修会への派遣」欄記載のとおり、司法研修所、日本弁護士連合会の研修プログラムに教員を派遣した。

FD委員会において教員研修の具体的方法について検討中である。なお、実務家教員の多くは司法研修所、大学等での教育経験があり、実務家教員に対し緊急に研修を実施しなければならない必要性は認められない。《資料11参照》【解釈指針5-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

学生授業アンケートについては、必要項目を検討し、また自由記載欄を設け、学生からの要望を広く収集している。また、各項目に対する回答の関係等も分析し、報告している。これにより、実際に授業改善の効果が出ている。

改善を要する点

1. 教員相互の授業傍聴が、なかなか実施できない。理由は、個々の教員が自分の担当授業において、予定した授業内容を実施することに追われており、授業傍聴については各教員の対応が困難であること、学生側も自由に授業に臨めない等にある。しかし、平成18年度には複数の授業のビデオ撮影を実施し、教員研究会を開催してそれを視聴し、授業方法等について検討する機会を設けて、改善に向けて進んでいる。
2. 平成18年4月から、制度としてクラス担任全員が、担当する全学生に対して、学業上の問題、

生活上の問題等について面談を行うことになった。この面談で得た学生からの要望等は、教授会及び教員懇談会において取り上げ、その要望の内容に応じ、関連する部署において対処するシステムを構築した。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

1. アドミッション・ポリシーと入試委員会

本法科大学院は入学者選抜に際して「公平性・開放性・多様性の原則」を遵守し、多様な可能性をもった人材に対して法曹教育に特化した実践的教育を行い、人間性豊かな質の高い法曹を社会に送り出すため、社会の多様な層から広く人材を求めることにしている。入学者方針として、さらに、専修大学法科大学院の基本を理解してもらい、その理念に賛同した志願者を受け入れることを目標としている。

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいべき法曹を養成すること」を教育上の理念とし、これに専修大学全体が目指している「社会知性の開発」を重ねて、教育を行っていく際の重要な指針と考えている。教育を行うにあたって、そのプロセスの中で大学の理念を理解してもらい、教育課程を経た後もこの培った理念を忘れずに実践していくことが期待される。こうした教育理念があることを事前に理解してもらい、社会知性習得のための視点も同時に理解してもらうことになる。本法科大学院では、そのためにカリキュラムの中では、できるだけ法学知識の基底にある「基本的な科目」を多く修得できるような配慮をなし、もって自己で問題を解決できる資質を養成することに力を注いでいる。また、プロフェッショナルの法律家として、「議論できる力」を育成できるように心がけている。その点は、法律家の本質に不可欠な要素として、「議論による問題解決能力」をもつ法律家像を考えているからであり、法の解釈の意義を明確に理解してもらうことが、法科大学院教育に課せられた使命と考えるからである。こうした資質をもつ法律家を育てるためには、個々人の能力を尊重し、その能力を引き出す教育環境が必要となってくる。教師の役割は単なる知識の押し付けではなく、相互論議によって問題に接近し、これへの正しい解決方法を求める方法の習得を心がけることになる。教育は知識の伝達と継承作業ではあるが、それ以上に、真理の探究に当たる科学者としての態度を身につけてもらうことでもある。こうした教育理念を内容としたアドミッション・ポリシーを明確にした上で、これに相応しい入学者選抜の実行がこれまで試みられてきたといえよう。

この方針を実行するために、本法科大学院には、「法科大学院入試広報委員会」（以下、入試委員会とする）が設けられ、委員長以下合計7名の専任教員によって構成され、入学者受け入れに係わる業務全体を請け負っている。同委員会は、広報活動から入試業務までを適切に運営し、法科大学院を円滑に機能させるための循環機能を果たしている。したがって、同委員会の主要な業務内容は、アドミッション・ポリシーを具体的に実行することにある。この具体的な業務とは、当該年度の入学試験に係わる基本方針の決定に始まって、この基準に基づく入学試験の具体的な作業、これに係わる各種の広報業務を行なうことになる。この業務は当該「入試委員会」単独で行なえるものではなく事務当局の援助を受けて実行されるが、最終決定権は「法科大学院教授会」にあり、必要に応じて学長、法学研究科長、法学部長、法科大学院長との「法科大学院運営委員会」の判断も徴している。したがって、入学者の適性及びその能力を評価し、2年以上の期間を本法科大学院で学ぶ姿勢があるかどうか認定を行なう作業が、当該委員会に課せられた最も重要な業務ということになる。《資料1、資料2、資料12、シラバス等綴（要項挨拶）、参照》【解釈指針6-1-1-1】

2. アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、入試説明会や大学のホームページ等において繰

り返し説明してきたことであり、その具体化に関する資料は、とくに各年度作成される「入学ガイド及び学生募集要項」等において示し、これを無料にて資料請求者には配布してきた。入学ガイドには、まず学長、法科大学院長によって、本法科大学院の理念が示され、これを受けてガイドの中程において「法科大学院入学者選抜について」の概要が示されている。また、法科大学院学生募集要項には、「Ⅰ募集する研究科と出願資格 Ⅱ出願に関すること Ⅲ選考に関すること Ⅳ合格発表と入学手続 Ⅴ奨学生制度 Ⅵ専修大学教育ローン」が詳しく示されている。《資料1、資料2、資料12、シラバス等綴（要項）参照》【解釈指針6-1-1-2】

基準6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行なわれていること。

（基準6-1-2に係る状況）

上記したアドミッション・ポリシーに基づき、募集する人員を、平成19年度までは法学未修者18名程度、法学既修者42名程度とし、それぞれ別個の試験を課して選抜してきた。この募集方法については、これまで実施された試験において変わりはない。具体的には、法学未修者に対しては、小論文及び面接を課して、法学の知識ではなく、一般的教養の組み立て、あるいは理論の構築能力等を質し、各自の経歴を加味した上での総合判定をしている。また、法学既修者については、既修者認定をするに必要な法律科目の筆記試験と面接を実施しているが、筆記試験においては、主に、既修者認定をするための基礎知識を有するか否かの判定をし、面接試験においては、質疑応答を通じて、その基礎知識による立論、反論等の能力を判定し、将来の法律家として相応しい資質を有しているか否かが検証される。なお、法学未修者は、「3年制でいまだ法律学の基礎的な学識を有しない者」とし、法学既修者は、「2年制で法律学の基礎的な学識を有すると認められた者」、という定義で募集している。未修・既修のいずれを受験するかは志願者自身が決定することとしている。ただし、両者の併願も認めている。しかし、既修者となるためには、その資格を十分に満たすことが必要であり、その点の判断は、慎重に審査することとしている。以下述べるように、これまで安易な既修者認定とならないようにするための配慮をしてきた。また受験資格として大学卒業（予定を含む）とするだけで出身学部を問わないこととし、まず受験資格の点で、公平性・開放性・多様性が確保されるように配慮されている。ただし、飛び入学を希望する者に限って、法学未修者枠への出願となる。

これまでの本法科大学院の入学試験結果状況は以下のとおりである。

平成16年度

	未修者	既修者
募集人数	18人	42人
志願者数	577人	629人
合格者数	26人	75人
入学者数	18人	58人

平成17年度

	未修者			既修者		
	第一期	第二期	合計	第一期	第二期	合計
募集人数	12人	6人	18人	30人	12人	42人
志願者数	248人	46人	294人	265人	55人	320人
合格者数	19人	18人	37人	33人	23人	56人
入学者数	8人	14人	22人	11人	20人	31人

平成18年度

	未修者			既修者
	第一期	第二期	合計	第一期
募集人数	10人	8人	18人	42人
志願者数	125人	95人	220人	266人
合格者数	20人	10人	30人	85人
入学者数	11人	9人	20人	43人

平成19年度

	未修者			既修者
	第一期	第二期	合計	第一期
募集人数	10人	8人	18人	42人
志願者数	126人	67人	193人	273人
合格者数	24人	5人	29人	67人
入学者数	20人	5人	25人	36人

過去4回の入学試験は、かなり異なった試験日程等が影響して、それぞれ異にした結果を示している。過去4回の経験しかないために、この数値からだけでは一般的な傾向を見出すことは困難なことになるが、総じて本法科大学院の教育理念が理解されて、比較的多くの志願者があったことが評価されてよい。とくに平成16年度は認可が遅れた関係で試験日もかなり遅く2月に行われたが、それでも多くの志願者を得ることができた。平成17年度および平成18年度以降は、試験日程を志願者の希望を受け入れる形で9月と2月の二回に分けて行なった。ただし、第二期の試験は、未修者のみについて行われている。その結果、ほぼ募集人数に応じた形での志願者があった。合格者数と入学者数との比較を単純に言えば、第二期の方がその割合は高くなっている。過去の経験からして、早期での合格判定は、最終的な入学者を決定するには困難な要素をもっていることがわかる。

過去4年度とも単純に未修者と既修者との志願者を比較すれば、対募集人数からして未修者への出願がより多くあったことになる。

なお、平成20年度は、第二期を廃止して、募集人員を法学未修者20名程度、法学既修者40名程度に変更することとした。《資料8、資料12、資料13、資料14、学生数の状況（別紙様式2）参照》

基準6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準6-1-3に係る状況）

1. 多様な志願者の確保

多様な志願者を確保するために、特別な優先枠の制度は一切設けていない。とくに、専修大学出身者を優遇するような形での試験制度はとってなく、広報活動も公平になされている。試験問題についても公平を期するための配慮を行い、秘密の遵守も十分に確保される体制をとっている。各試験科目の出題者は秘密事項とされ、さらに、法科大学院内に設けられた委員会によって出題内容の公平さがチェックされている。

まず志願の際に、入学者選抜用志願書（パーソナル・データ）を提出してもらい、これに基づいて志願者のキャリアを評価することとしているが、その結果によって、優先枠を作り出すという効果をもたらすものではない。専修大学出身者の過去の志願状況をデータとして示すと以下の通りである。平成16年度{99人（未修者39人、既修者60人）}、平成17年度{61人（未修者23

人、既修者 38 人) }、平成 18 年度{59 人 (未修者 27 人、既修者 32 人) }、平成 19 年度 {70 人 (未修者 38 人、既修者 32 人)}、全体の志願者との比較でいえば、平成 16 年度は約 8.2%、平成 17 年度は約 9.9%、平成 18 年度は約 12.1%、平成 19 年度は約 15.0%と、増加傾向にあるが、全体から見ればまだ大きな数値ではない。ちなみに、志願者の出身大学は、早稲田大学、中央大学、慶応義塾大学、明治大学といった首都圏の大学出身が多いが、その他広く全国からの志願者がある。《資料 12、学生数の状況 (別紙様式 2) 参照》【解釈指針 6-1-3-1】

2. 寄付金の募集

専修大学では、創立 130 年記念事業資金 (寄付金) の募集を広く関係方面にお願いしているが、募集時期については入学後の 4 月とし、任意としている。入学以前には、募集のお知らせにとどめている。《資料 12 参照》【解釈指針 6-1-3-2】

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

本法科大学院は、募集を法学未修者 (3 年制) と法学既修者 (2 年制) に分けており、別個の選考方法をとっている。すべての志願者に適性試験を事前に受けることを求め、大学入試センターないし日弁連法務研究財団が実施するもののいずれかの結果を提出することになるが、この点数のみで志願者を事前に選考するものではない。なお、適性試験は、大学入試センターの点を基準とし、法務研究財団の成績は対応表によった。

法学未修者は、「適性試験、出願書類、小論文試験」によって第一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的に判断して合格者を決定している。出願書類の内、入学者選抜用志願書によって志願者のキャリア等を評価し、さらに志望理由書によって志望動機を評価している。さらに、適性試験および本学が独自に出題した小論文試験および面接によって、志願者の判断力、思考力、分析力、表現力を客観的に評価することになる。なお、これらの試験の配点については、毎年志願者には事前に公表してある。

法学既修者は、「適性試験、出願書類、筆記試験 (法律科目試験)」によって第一次選抜を行い、その後第一次合格者についてのみ面接を行い、以上を総合的に判断して合格者を決定している。出願書類をもって志願者の志望動機を評価する点は、法学未修者と同様である。さらに法学既修者には、法学既修者として認定される法律学の学力があることを証明されなければならない。そのため平成 16 年度は、「民法」を必修とし、「憲法」、「刑法」及び「商法」のいずれか 1 科目を選択させて法律科目の筆記試験を行い、さらに法律科目に関する事項を専門が異なる専任教員 2 人による面接を行い、既修者としての実力が有するか、否かを確認するよう努めた。平成 17 年度は、「憲法」、「民事法」(民法・商法・民事訴訟法)、「刑事法」(刑法・刑事訴訟法) という 3 区分に分けた形で専門科目の試験を実施した。平成 18 年度についても平成 17 年度と同様の 3 区分で実施したが、「憲法」及び「刑法」の配点を各々 20 点アップした。平成 19 年度は、民法と小論文の試験時間をそれぞれ長くし、さらに、既修者認定を厳格にするために憲法・民法・刑法科目に基準点を設け、志願者を個別科目に応じた既修者認定をすることになった。面接の方法は平成 16 年度と同様である。この専門科目試験の配点についても、事前に志願者に公表してあるが、とくに、民法科目を重視している点が本法科大学院の特色である。その他、日弁連法務研究財団が行う、法科大学院既修者試験の成績証明書の提出を任意に求め、成績の優秀なものについてのみ、出願書類の中で評価することとしている。なお、未修者の小論文試験についても、平成 20 年度から基準点を設けることとした。《資料 8、資料 12、資料 13、資料 14 参照》【解釈指針 6-1-4-1】

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

1. 出願書類

出願書類において、以下の提出を求めた。「1 入学者選抜用志願書（パーソナル・データ）、2 志望理由書、3 大学卒業（見込）証明書、4 成績証明書、5 適性試験成績、6 受験票、7 各種取得資格・検定試験等の証明資料」の7点である。以上の中で、1～6までは必須の書類であり、7は任意の書類である。適性試験を除く、1～7の内容を入試担当委員が評価し、最大で50点に各項目を加算することとしている。したがって、志願者のもつさまざまなキャリアが評価の対象とされることとなり、多様な学識だけでなく、社会経験や課外活動も評価の対象とされたことになる。また、この出願書類に依拠して面接が行われ、出願書類の内容が確認され、これが面接点にも反映されることとなっている。

法学未修の枠の志願者にとっては、出願書類に高い比重をもって評価されることになる。《資料1、資料12、学生数の状況（別紙様式2）参照》【解釈指針6-1-5-1】

2. 入学者の多様性の確保

入学者の多様性を確保するために、入学者の内他学部出身者または社会人が、法学未修者・既修者を問わずに入学者の3割程度になることを目標とし、この点をパンフレットにも表記してきた。なお、社会人とは、「大学の学部を卒業した後、3年以上経た者。ただし、主として昼間に教育が行われる大学の学部で学士入学した期間を除く。」を原則としてきた。こうした他学部ないし社会人の入学を確保するために、入学志願書に記された該当表記に基づいて、加算点をつけることによって、他学部・社会人が3割程度になるように心がけた。逆に、法学部出身者について、これをマイナス評価することはしなかった。《資料1、資料12、学生数の状況（別紙様式2）参照》【解釈指針6-1-5-2】

3. 社会人出身者の割合

		他学部出身	法学部出身	合計	社会人比率
平成16入学	未修者	10人(9人)	8人(5人)	18人(14人)	77.8%
	既修者	7人(4人)	51人(29人)	58人(33人)	56.9%
平成17入学	未修者	10人(6人)	12人(7人)	22人(13人)	59.1%
	既修者	0人(0人)	31人(9人)	31人(9人)	29.0%
平成18入学	未修者	8人(3人)	12人(2人)	20人(5人)	25.0%
	既修者	12人(9人)	31人(16人)	43人(25人)	58.1%
平成19入学	未修者	2人(0人)	23人(5人)	25人(5人)	20.0%
	既修者	6人(6人)	30人(19人)	36人(25人)	69.4%
合計		55人(37人)	198人(92人)	253人(129人)	51.0%

()内は社会人出身者数で内数

*社会人とは、大学の学部を卒業後、3年以上を経た者とした関係で、他の項目の人数と重なっている。既修者についても、社会人の割合は高いが、他学部出身者は少ないという結果がでた。《資料1、資料12、学生数の状況（別紙様式2）参照》

4. 社会人割合への是正

統計からしても、これまでの入学者全体の社会人比率は51.0%となっている。入学者選抜において、社会人にも公平な対応をしてきたことの結果と思われる。《資料1、資料12、学生数の状況（別紙様式2）参照》【解釈指針6-1-5-3】

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

1. 年度ごとの収容定員と在籍者数は下表のとおりである。

平成17年度

(H17.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生		合計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	18人	23人	60人	16人	60人	56人	138人	39人
既修者				32人				88人
合計	18人	23人	60人	48人	60人	56人	138人	127人

平成18年度

(H18.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生～		合計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	18人	25人	60人	15人	60人	16人	138人	56人
既修者				43人		33人		76人
合計	18人	25人	60人	58人	60人	49人	138人	132人

平成19年度

(H19.5.1現在)

	1年次生		2年次生		3年次生～		合計	
	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
未修者	18人	28人	60人	22人	60人	17人	138人	67人
既修者				36人		45人		81人
合計	18人	28人	60人	58人	60人	62人	138人	148人

《学生数の状況(別紙様式2)参照》【解釈指針6-2-1-1】

2. 収容人数と在籍者の関係

学則上の収容定員は180人(60人×3)であるが、在学期間の短縮を認めている既修者の入学定員42人を考慮すると、実質的な収容定員は138人(18人+60人+60人)となる。なお学年進行中であった表中の収容定員は、120人(18人+60人+42人)である。《学生数の状況(別紙様式2)、資料14参照》

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

入学者受入は、年度ごとに慎重に審査して決定してきた。平成16年度は、初年度ということもあり、入学定員60人に対して、入学手続者は81人であった。しかし、その後入学辞退により入学者は基準6-2-1で示したように安定してきている。平成17年度においても同様の傾向が見られ、定員60人に対し、入学手続者は76人であったが、その後入学者は減少している。平成18年度以降は、ある程度入学者実数を確かなものとするために、繰上げ合格の制度を設け、これによって入学定員と在籍者数の差異を少なくする工夫がなされている。しかし、こうした差異が生ずる状況は、予測できない理由によって生ずるものであり、ある程度はやむを得ないものと考えている。

また、入学後、様々な理由により退学・休学する者がでるため、入学者と在籍者の数を合わせることがなかなか難しい状況も考慮しなければならない。《資料14、学生数の状況(別紙様式2)》【解釈指針6-2-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

入試委員会による入試方法の策定、実行、そして見直しというプロセスを通じて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーが社会に認められ、かつ「公平性、開放性、多様性」が確保されてきた。

1. 入学選考においては、法科大学院という特性を十分に考慮した上で、将来の法律専門家を育てるために、その資質をもった志願者を集めることが重要である。そのためには広報活動にも十分

に配慮し、年間を通じて各種の機会を求めて、本法科大学院を理解してもらうように努力してきた。

2. 志願者および在籍者の数字とその内訳を説明してきたように、志願者の数だけではなく、社会人の各層からの志願者があり、さらに、全国の他大学からの志願者を得ることができた。多様な志願者と在籍者を得たことは、法科大学院の設置趣旨に相応するものである。在籍者の過去の主な職歴を見ても、公務員、税理士、会社員、各種事務所職員、といった具合に多様である。
3. 入学者の平均年齢は、平成16年度（未修者31.3歳、既修者28.4歳）、平成17年度（未修者29.0歳、既修者25.3歳）、平成18年度（未修者26.1歳、既修者28.6歳）、平成19年度（未修者24.7歳、既修者29.2歳）であり、特に未修者については着実に若くなってきている。

改善を要する点

法科大学院が開設されて過去4回の入学試験が行なわれ、試行錯誤のなかで入学試験を実施せざるえず、その方法も毎年すこしずつ変えてきた。とくに、開学2年までは極めて不安定な状態の中で試験がなされてきたといえよう。これまでのあった不確定要素とは、志願者が、「複数の法科大学院を受験していること、既存の司法試験を並行的に受験していること、社会人である場合にその仕事の関係を考慮しなければならないこと、授業料を捻出しなければならないこと」等の理由により生じていた。したがって最終的な合格者数の決定が困難であり、在籍者の数を確定することにリスクが伴っていた。そのために、平成17年度からは複数回の試験を実施し、平成18年度からは繰上げ合格の方法等によって、入学定員と在籍者数との差がでないような工夫を行ってきた。しかし、試験の時期を固定することで、より安定した試験が実施されるようになり、複数回の試験方法への見直しが必要になってきた。また、志願者が若年化する傾向の中で、さらに、多様な層からの志願者を得るための工夫が必要になってくると思われる。また、適正試験のとり扱い方についても、今後はさらに検討しなければならない時期にきている。

他方で、広報活動は入試説明会が主であったが、今後はより多様な広報活動が必要であり、模擬授業であるとか、出張説明等の新しいより実践的な活動が必要となつてこよう。とくに首都圏以外の地区からの志願者を現在以上に求めることが課題となってくる。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学前の説明会

入学予定者に対しては、既修者及び未修者を区分して入学前説明会を開催している。未修者に対しては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の各授業担当者が入学時まで、履修科目の関連で必要とする教科書等の予習や、その科目の特性や勉強方法について説明し、既修者に対しては、各科目の指定基本書を伝えるとともに、履修にあたって必要な予習事項を指示している。《資料17参照》

2. 新入生ガイダンスについて

入学生に対しては、入学予定者説明会に引き続き本法科大学院における教育理念・教育目的を院長から時間を十分かけて説明している。【解釈指針7-1-1-1】

未修者、既修者共に、教務委員長から法科大学院要項に基づいて、カリキュラムの内容や入学直後の Semester において履修しなければならない科目等について説明している。【解釈指針7-1-1-2】また、特に既修者に対しては、実務教育と理論教育との関連性、及び質疑応答方式による授業・課題の実施等が、本法科大学院の目的である議論による問題解決能力をつけるための趣旨であることを説明している。《資料15、資料16参照》【解釈指針7-1-1-3】

3. 履修指導について

本学では、カリキュラムにおいて、法律基本科目ばかりでなく、それぞれが将来専門的に取り扱おうとしている分野に必要な展開・先端科目として、様々な科目を設けている。例えば、前述した履修モデルのコミュニティーサービス（環境問題と法、消費者保護法、社会保障法、保険法、地方自治法、国際人権法、医事法など）、企業法務（企業統治法、企業組織再編法、企業会計法、証券取引法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、環境問題と法など）、知的財産（知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法Ⅲ、知的財産法Ⅳなど）、渉外法務（国際経済法、国際取引法、海事法、国際私法、東アジア企業法務、国際民事紛争解決、環境問題と法、保険法など）等である。法律基本科目の他に、自ら興味を抱き将来の目標にしようとする分野の科目につき、事前にその指針を示し、履修の際に、カリキュラムイメージを十分に持てるように説明したうえ、将来の進むべき専門分野に必要な科目を履修するよう勧めている。

具体的には、法学未修者・既修者に対する履修指導として、各 Semester 開始時には、教務委員長が科目履修についてのガイダンスを行い、年度当初には、クラス担任が学生からの相談に応じる機会を設けている。《資料15、資料16参照》【解釈指針7-1-1-4】

基準7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準7-1-2に係る状況)

1. オフィスアワーについて

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンスの時に担当者、曜日、時間、開催場所及びメ

ールアドレスを記載して配付している。

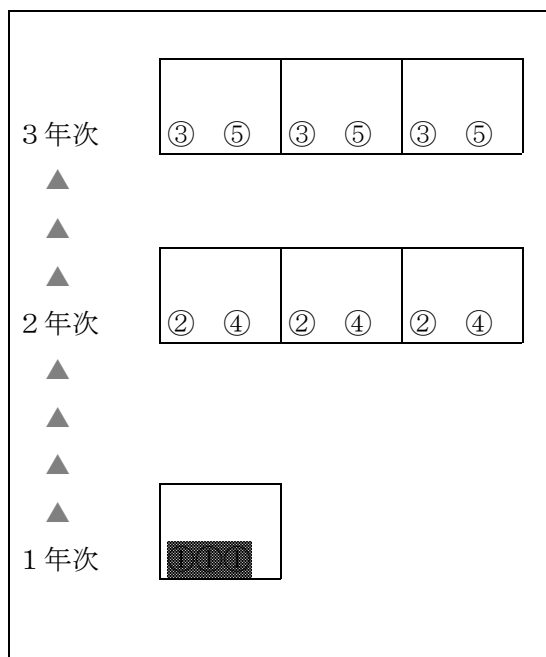
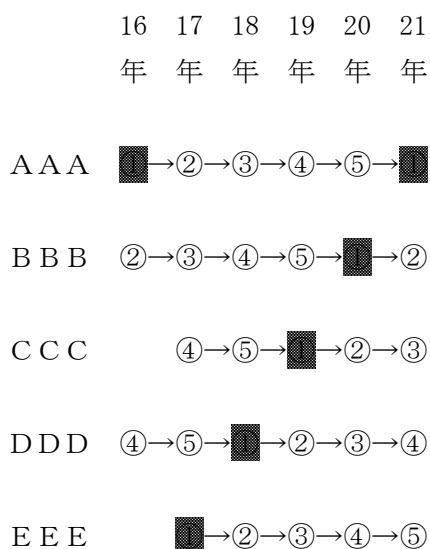
オフィスアワーにおいては、学習内容に限らず個々の学習環境についても質問を受けるため、その予約方法は、電子メールを使用して秘密を確保している。

このオフィスアワーは、通常専任教員研究室又は共同研究室（兼担・兼任教員用）で行われている。本学ではこのオフィスアワーを想定して本学の他研究室よりも広い面積を確保している。なお、オフィスアワーで各教員に相談されるさまざまな事柄については、その担当者が教務委員会や教授会で守秘義務に反しない範囲で報告し、討論を行い、学生の要望を早期に具体的な形で把握できるようになっている。

《資料1、資料18、資料19、資料30、資料31参照》【解釈指針7-1-2-1】

2. クラス担任制について

未修者のクラスについては、3名のクラス担任がいる。これは、未修者が2年次になった際に、3クラスに分かれることから、2年次の各クラスの中に一人ずつ未修者から持ち上がった教員がいることが学習指導上望ましいと考えたからである。1クラスは20名程度の単位としている。具体的ローテーションについては、下図のとおりである。



(備考)

- ・専任教員15名がクラス担任となる。
- ・複数担任制をとり、1年次のクラス担任は3名、2・3年次の担任は各クラス2名とする。1年次のクラス担任を3名にするのは、2年次で3クラスに分けられた法学未修者を1年次の担任が受け持つためである。
- ・担任をもつ教員は、3名ずつ5組(A～E)に分かれ、5年に1度1年次クラスの担任となる。
- ・1年次クラスを担当した教員3名(①)は、翌年は3クラスに分かれて2年次の担任(②)となる。
- ・2年次のクラス担任(②④)は、そのまま持ち上がり、翌年は3年次の同じクラスの担任となる(③⑤)。
- ・3年次のクラス担任のうち、前々年に1年次を担当した者(③)は翌年は2年次の担任となり(④)、前々年に3年次を担当した者(⑤)は翌年は1年次の担任となる(①)。

このクラスを単位として多くの必修科目が展開されていることもあり、クラス内の親交がはかられ、担任を囲んでの懇親会等も開催されている。このことが学生にとって相談し易い環境となっている。相談の内容によっては、クラス担任を通して教務委員会及び教授会等で議論される。

【解釈指針7-1-2-2】

基準7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準7-1-3に係る状況)

学習支援を目的として、学生が履修した内容或いは勉強方法等に質問がある場合に備え、弁護士を中心としたティーチング・アシスタントスタッフが、毎週定時に8号館5階の教員ラウンジに待機し、学生からの相談を受け親身に回答している。相談内容としては、学生の学習方法についての質問から、現在勉強をしていて解決できない疑問点についての質問、自ら作成した答案についてのコメントを求めるものまで多様である。これはあくまで、学生の相談に受動的に応じるものであり、学生の学習上の不安等を取り除き、自らの学習方法の確立等に役立てることを目的としている。

【解釈指針7-1-2-2】

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1. 奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。

(1) 学内奨学金としては、学術奨励奨学生と経済支援奨学生に分類される。

①学術奨励奨学生は、次の通りである。

ア. 新入生学術奨励奨学生は、本法科大学院の入学者選抜試験の成績上位者で、2年制（既修者）及び3年制（未修者）の合格者の20%程度を採用予定人数とし、入学金、授業料及び施設費相当額を2年間奨学金として支給するものである。2年制（既修者）と3年制（未修者）の奨学生採用割合は、概ね2対1として運用している。

イ. 特別学術奨励奨学生は、本学卒業生の本法科大学院合格者のうち新入生学術奨励奨学生に次ぐ成績優秀者を対象とし、2年制（既修者）及び3年制（未修者）における若干名を採用予定人数として、授業料の2分の1相当額を2年間奨学金として支給するものである。

なお、入学後の成績が不良な者に対しては、担当委員が注意をした上で改善されない場合には、次年度の奨学金の支給を停止している。

【参照】

採用年度	新入生学術奨励奨学生採用者数			特別学術奨励奨学生採用者数			合計
	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	小計	
平成16年度	4	17	21	0	2	2	23
平成17年度	3	3	6	0	1	1	7
平成18年度	2	14	16	1	2	3	19
平成19年度	4	11	15	1	1	2	17

②経済支援奨学生は、次の通りである。

ア. 利子補給奨学生は、修学の継続を教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、在学期間中の毎年度の金利負担分を奨学金として支給するものである。

イ. 家計急変奨学生は、家計支持者の死亡またはリストラ、倒産、長期療養などの経済的理由により修学の継続が困難な者に対して、授業料の25%相当額を採用時に支給するものである。

ウ. 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震などに被災した者に対して、20万円を上限として支給するものである。

【参照】

採用年度	利子補給奨学生採用者数				教育ローン大学保証奨学生採用者数※				家計急変奨学生採用者数				災害見舞奨学生採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	
平成16年度	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1

※教育ローン大学保証奨学生制度は平成19年度から廃止

- (2) 学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金を中心に中国政府奨学金留学生等様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板に掲示して学生に対する広報を行っている。
 ≪資料1、資料2、シラバス等綴(要項P.24)参照≫【解釈指針7-2-1-1】

【参照】

採用年度	第一種奨学生採用者数				第二種奨学生採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
平成16年度	5	15	0	20	8	15	0	23	43
平成17年度	8	6	8	22	5	5	6	16	38
平成18年度	9	10	0	19	8	11	0	19	38

※第一種奨学金と第二種奨学金(きぼう21プラン)は、併用貸与を受けることができる。

【参照資料】

(1) 専修大学法科大学院奨学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学(以下「本学」という。)専門職大学院学則第60条第2項に基づき、本学法科大学院の入学選抜試験の成績が極めて優秀な者に対する奨学金の給付(以下「学術奨励奨学生」という。)及び本学法科大学院学生で経済的に修学困難な者等に対する経済支援(以下「経済支援奨学生」という。)について、必要な事項を定める。

(奨学生の種類及び資格並びに奨学金の額)

第2条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

(1) 学術奨励奨学生

ア 新入学生術奨励奨学生

本学法科大学院の入学選抜試験の成績上位者で、2年制(既修者)及び3年制(未修者)の合格者の20%程度を採用予定人数とし、入学金、授業料及び施設費相当額を2年間奨学金として支給する。2年制(既修者)と3年制(未修者)の奨学生採用割合は、おおむね2対1として運用する。

イ 特別学術奨励奨学生

本学卒業生の本学法科大学院合格者のうち新入学生術奨励奨学生に次ぐ成績優秀者を対象とし、2年制(既修者)及び3年制(未修者)における若干名を採用予定人数として、授業料の2分の1相当額を2年間奨学金として支給する。

(2) 経済支援奨学生

ア 利子補給奨学生

本学法科大学院在学学生であって、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により入学又は修学の継続のために金融機関の教育ローン適用者に対して、当該年度の12月末日における当該教育ローンの借入残高又は当該年度の学費(入学金含む。)の納付額のどちらか低い額に対して大学が定める一定率を乗じて得た額を利子補給分として一括支給する。

イ 家計急変奨学生

本学法科大学院在学学生であって、勉学意欲があるにもかかわらず、主たる家計支持者の死亡、失業、長期療養等に基づく経済的困窮により、修学の継続が著しく困難となったものに対して、授業料の25%相当額を採用時に支給する。

ウ 災害見舞奨学生

専修大学大学院法務研究科法務専攻 第7章

本学法科大学院在学学生であって、当該学生が居住している家屋又は主たる家計支持者が生活の本拠として居住している家屋その他の建造物等が火災、風水害、地震等に被災し、損害を受けたことにより経済的困窮度が高くなったものに対して、20万円を上限として採用時に支給する。

(選考)

第3条 奨学生の選考は、法科大学院教授会が設ける奨学生選考委員会が選考を行い、法科大学院教授会の議を経て学長が行う。

(提出書類)

第4条 採用された奨学生は、指定する期日までに所定の書類を提出しなければならない。

(奨学金の支給)

第5条 奨学金は、指定する期日までに支給する。

(奨学生資格の喪失)

第6条 奨学生が次の各号の一に該当し、奨学生として不適格として認められた場合には、奨学生としての資格を失うものとし、本学は、既に交付した奨学金の全額又は一部を返納させることができる。

- (1) 休学、退学したとき、又は除籍されたとき。
- (2) 本学専門職大学院学則第49条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良と判断される時。
- (4) 授業の欠席が多い場合など学習意欲が著しく低下したと判断される時、又は学生としての素行が好ましくないとき。
- (5) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (6) 正当な理由なく奨学生としての必要な手続を怠ったとき。

(細則)

第7条 この規程の施行に必要な事項については、別に定める。

(事務所管)

第8条 この規程の事務所管は、法科大学院事務課が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、法科大学院教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 専修大学法科大学院奨学生規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、専修大学(以下、「本学」という。)法科大学院奨学生規程第7条の規定に基づき、奨学生の出願手続き及び選考方法について必要な事項を定める。

(奨学生選考委員会)

第2条 本学法科大学院奨学生を選考するために、法科大学院教授会に奨学生選考委員会を設ける。

2 奨学生選考委員会は、本学法科大学院奨学生規程及び同細則により運営する。

(新入生学術奨励奨学生)

第3条 新入生学術奨励奨学生の選考方法は、奨学生選考委員会及び学長が必要に応じて任命する委員により、入学者選抜試験成績の結果及び書類審査に基づいて行なう。

2 採用通知を受けた新入生学術奨励奨学生の採用は、奨学生受諾書(様式1)を添えて入学手続きを行い、当該年度の4月1日に入学することにより完了する。

(特別学術奨励奨学生)

第4条 特別学術奨励奨学生の選考方法は、奨学生選考委員会及び学長が必要に応じて任命する委員により、入学者選抜試験成績の結果及び書類審査に基づいて行なう。

2 採用通知を受けた特別学術奨励奨学生の採用は、奨学生受諾書(様式2)を添えて入学手続きを行い、当該年度の4月1日に入学することにより完了する。

(利子補給奨学生)

第5条 利子補給奨学生を希望する者は、奨学生願書(様式3—1)により学業成績証明書、主たる家計支持者の所得証明書、当該年度の学費振込み領収書の写し並びに教育ローンの契約書の写し及びその借入残高を証明する書類を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

2 選考方法は、書類審査及び面接審査により行なう。

(家計急変奨学生)

第6条 家計急変奨学生を希望する者は、奨学生願書(様式3—2)により学業成績証明書、主たる家計支持者の所得証明書及び家計急変を証明する書類を添えて、事由発生時から3箇月以内(主たる家計支持者の長期療養による家計急変の場合は事由発生時から7箇月以降)に提出しなければならない。この場合において、修了年次生においては、原則として、当該年度の12月末日までにこれを提出しなければならない。

2 選考方法は、書類審査及び面接審査により行なう。

(災害見舞奨学生)

第7条 災害見舞奨学生を希望する者は、奨学生願書(様式3—3)により学業成績証明書、主たる家計支持者の所得証明書及び被災を証明する書類を添えて、事由発生時から3箇月以内に出願しなければならない。この場合において、修了年次生においては、原則として、当該年度の12月末日までにこれを出願しなければならない。

2 選考方法は、書類審査及び面接審査により行なう。

(その他の提出書類)

第8条 前3条に規定する奨学生になろうとする者は、これらの条の規定による学業成績証明書、所得証明書その他の提出書類のほか、本学が必要と認める書類を提出しなければならない。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、法科大学院教授会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 学生の健康相談、生活相談、セクシュアル・ハラスメントの相談等について

(1) 健康相談

健康相談については、本法科大学院がある神田8号館と道を隔てて徒歩3分程度で利用できる神田3号館に保健室が設置されており、内科を中心とした(メンタルケアを含む)医師が月曜から金曜までの一定の時間帯に診察を行っている。

(2) 学生相談

学生相談については、健康相談と同様に、神田校舎において毎週月曜から金曜までの間、11時から19時までカウンセラーが在室し、随時、学生からの様々な相談に応じている。

(3) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、平成12年4月1日にセクシュアル・ハラスメント防止規程を制定し、その対応に努めている。

《資料20参照》【解釈指針7—2—1—2】

【参照資料】

セクシュアル・ハラスメント防止規程

大学は多くの学生、院生が自由に学び、人格を陶冶する場であり、同時に教職員にとっては教育・労働・研究の場でもある。こうした多面性をもつ大学においては、他の組織以上に各自の自由意思が尊重されねばならない。大学の構成員が快適に勉学し、労働し、研究する環境を保持することは、構成員各自の権利であり、義務でもある。そのような快適な環境を侵害する、どのようなこともあってはならない。

人としての尊厳を損ね、人が快適に勉学、労働、研究する権利を侵害するセクシュアル・ハラスメントは、あってはならない行為の一つである。本学はこのような観点にたち、セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、この規程を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、専修大学(以下「本学」という。)のすべての学生、教職員等の構成員が個人として尊重されるとともに、快適な教育、研究、学習及び労働の環境が保障されることを目指して、日本国憲法、教育基本法(昭和22年法律第25号)並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)の精神に則り、セクシュアル・ハラスメントに対する適切な予防及び措置を行うことを目的とする。

(セクシュアル・ハラスメントの定義)

第2条 この規程で「セクシュアル・ハラスメント」とは、本人が意図するとせざるとにかかわらず、相手から性的な言動であると受け止められ、それによって、相手方を不快にし、脅威若しくは屈辱感を与え、又は相手方の学び、研究し、若しくは働く環境を悪化させる行為をいう。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第2条の2 本学のすべての学生、教職員等の構成員は、その相互間において個人を尊重し、教育、研究、学習及び労働の良好な環境の維持に努め、いかなる形態のセクシュアル・ハラスメントもしてはならない。

(構成員等)

第3条 この規程で「構成員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本学の学則に定める学生及び海外交換プログラム等で本学に学ぶ学生

(2) 本学の教職員その他本学と継続的關係を持っているすべての者

2 この規程で「有識者」とは、セクシュアル・ハラスメント問題について見識が深い、学内又は学外のカウンセラー、弁護士等をいう。

第2章 セクシュアル・ハラスメント防止委員会

(委員会の構成等)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に学長及び理事長直属の組織として、教員代表及び職員代表をもって組織するセクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、第6条に定める活動を通して、構成員に係るセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選に基づき、学長が任命する。
- 5 委員会の運営については、運営細則で定める。

第5条 委員会の委員は、セクシュアル・ハラスメントに深い理解及び知識を持つ者の中から男女比を考慮して、教員7名以内、職員5名以内をもって充てる。

- 2 委員の選任に当たっては、教員委員は学長が指名し、職員委員は総務担当理事が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会が必要と認めるときは、法律学、心理学等の専門家の出席を求めることができる。

(委員会の活動範囲)

第6条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報収集、研修及び啓発活動
- (2) セクシュアル・ハラスメントに関する相談業務
- (3) セクシュアル・ハラスメントに関する事実確認及び調査
- (4) 学長及び理事長への調査結果の報告及び措置に関する意見の具申
- (5) セクシュアル・ハラスメントに関する有識者との連絡調整
- (6) 委員会の活動報告
- (7) その他セクシュアル・ハラスメントに関する事項

(事務局の設置)

第7条 委員会の事務局は、人事部人事課及び学生厚生部学生生活課に置く。

第3章 セクシュアル・ハラスメントに関する相談業務及び措置

(相談受付窓口)

第8条 構成員に係るセクシュアル・ハラスメントが発生した場合において、被害者の救済及び問題解決に適切かつ迅速に対処するため、相談受付窓口を設置する。

2 相談受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

- (1) 被害者が学生の場合 学生相談室、セクシュアル・ハラスメント防止委員
- (2) 被害者が教職員の場合 人事部人事課、セクシュアル・ハラスメント防止委員

3 前項の相談受付窓口の担当者の氏名及び連絡先は、構成員に開示する。

4 セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受け付けた担当者は、関係者に事情を聴取することができる。

5 前項のセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、直接セクシュアル・ハラスメントを受けた者のほか、セクシュアル・ハラスメントを受けた者から依頼された者又はセクシュアル・ハラスメントを見聞した者も行うことができる。

(委員会の対応)

第9条 委員会は、前条の相談に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済のために適切な措置を講ずるものとする。

(調査委員会の設置)

第9条の2 前条の措置を講ずるに際して、委員長は必要と認めた場合には、委員会内に調査委員会を置くことができる。調査委員会は、個別案件ごとに設置する。

2 調査委員会は、2名以上の委員をもって構成し、必要に応じて有識者を加えることができる。

3 調査委員会委員は、委員長が性別及び教員・職員の区別に偏りが無いよう配慮して指名を行う。

4 調査委員会は、関係者への事情聴取を含めた調査を実施し、委員会にその結果を報告する。

(意見具申)

第9条の3 前条第4項の規定による報告がなされた場合において、委員会が関係者に対して懲戒処分又はそれに準ずる措置(以下「懲戒処分等」という。)を講ずることが適切と判断したときには、その内容を付して学長若しくは理事長又は学長及び理事長に意見を具申する。意見具申に関する基準は別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲに定める。

2 前項の意見具申の決定に当たっては、懲戒処分等の対象者が所属する関係部局の長が出席して決議するものとする。ただし、懲戒処分の対象者が学生である場合には、学部長、研究科長又は法科大学院長は、決議には加わらない。

(意見具申以外の措置)

第9条の4 委員会は、前条の意見具申の措置を講ずるに至らない場合であっても、必要がある場合は、委員長名で、当事者に対して口頭又は書面による注意を行うことができる。

2 前項の措置を講じた場合には、委員長は学長及び理事長に報告を行い、あわせて何らかの手段で公表するものとする。

3 前項の公表に当たっては、プライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。

4 委員会は、教育上又は就業上適切と認める措置について学長・学部長その他の関係者に協力を要請することができる。

(学長及び理事長の対応)

第10条 学長及び理事長は、委員会が第9条の3第1項の規定により意見具申を受けた場合は、速やかに所定の手続により当該措置を講ずるものとする。

2 前項により当該措置を講じた場合は、これを原則として公表するものとする。

3 学長及び理事長は、前項の公表に当たっては、プライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。
(学外者に対する措置)

第11条 第9条の3第1項の規定による意見具申においてセクシュアル・ハラスメントを行った者として学外者が関与していた場合には、学長又は理事長は、当該学外者に対し適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、学長又は理事長は必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講ずるよう求めることができる。

第4章 苦情処理手続

(異議申立て)

第11条の2 第9条の措置について異議のある者は、学長又は理事長に対して異議申立てを行うことができる。

2 前項の異議申立てが行われた場合は、学長又は理事長は、苦情処理委員会を設けて調査を行い、当該異議申立てに係る措置の適否を判断し、その結果を申立者に通知する。

3 苦情処理委員会は、学長又は理事長の指名する学外の有識者を含む5名の委員で構成し、うち、男性及び女性は、それぞれ2名以上とする。

4 苦情処理委員会の委員長は、前項の委員のうち、学外の有識者をもって充てる。

第5章 雑則

(秘密保持義務等)

第12条 第3章に基づく手続に関与する者は、その手続において知り得た事項を漏らしてはならない。

2 第3章に基づく手続を進めるに当たっては、関係者の人権に配慮し、二次的セクシュアル・ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、セクシュアル・ハラスメント防止委員会が発議し、教授会及び研究科委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

別表I (学長及び理事長への意見具申に関する基準)

	セクシュアル・ハラスメント行為の態様	不利益措置区分	措置の根拠規定
教員	被害者の人格的利益を侵害する行為又は教員としての信頼を損ねる行為に当たり、反省を促すことが必要と認められる場合	学長注意	学長注意、出勤拒否、解雇は任用者の権限。退職金不支給解雇は専修大学教員退職金規程第5条の規定による。
	被害者の人格的利益を侵害する行為又は教員としての信頼を損ねる行為に当たり、それが軽微とはいえない場合	出勤拒否(3箇月以内、給与は4割を限度に減額)	
	被害者の人格的利益を侵害する行為又は教員としての信頼を損ねる行為で、教員としての適性を欠くと認めた場合	解雇	
	犯罪行為として有罪判決を受ける等、違法性が強く、本学の名誉・信頼を毀損し、退職金の不支給もやむを得ないとされる場合	退職金不支給解雇	

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

1. 入試における対応について

入試においては、障害の状況に応じて入試に支障のないように対応している。例えば、弱視者の入試にあっては拡大鏡の使用を認め、試験会場を別に用意し、対応した例もある。【解釈指針7-3-1-1】

2. 施設について

障害のある学生が校舎を利用する場合においては、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレを設け、その便宜を図るとともに移動上障害となるような障害物は無くし、バリアフリー化している。《資料30、資料31参照》【解釈指針7-3-1-2】

3. 身体に障害のある学生について

平成19年度までの本法科大学院の入学において、身体に障害のある学生は存在していない。【解釈指針7-3-1-3】

【参照資料】

専修大学障害学生支援推進委員会規程

(目的及び設置)

第1条 専修大学に、本学の学生で身体等に障害のあるものに対する組織的な支援態勢を推進し、その教育及び学生生活の支援策を具体化するため、専修大学障害学生支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害の種類、程度等に応じた教育及び学生生活のサポート体制並びにその施設、設備等の諸問題について審議すること。
- (2) 前号の審議結果に基づき、関係機関との協議を経て支援策の具体化を図ること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項について審議すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 教員委員

- ア 各学部教授会から選出された者 各1名
- イ 大学院委員会から選出された者 1名
- ウ 法科大学院教授会から選出された者 1名
- エ 二部教務委員会から選出された者 1名

(2) 職員委員

総務部長、管理部長、教務部長、大学院事務部長、法科大学院事務部長、二部事務部長、学生厚生部長、図書部長及び体育事務部長の職にある者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教員委員の互選により学長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び教員委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職員委員の任期は、当該職務にある期間とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員に支障があるときは、代理者の出席を認めることができる。
- 3 委員長は、委員会の構成員のほか、必要に応じて教員及び職員の出席を認めることができる。
- 4 委員長は、必要に応じて本委員会に小委員会を置くことができる。
- 5 委員長は、委員会の審議結果を、適宜、学長に報告するものとする。

(事務所管)

第7条 委員会の事務は、教務部教務課が所管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

各種機関から本法科大学院事務課に提供される在外研修員募集、金融庁職員採用試験の実施についての案内等は、学生に適宜情報提供を行っており、平成18年度には日本司法支援センターから講師（弁護士）をお招きし、法テラスに関する説明会を学内で開催した。

また、エクスターンシップ等にあっては、その派遣先に進路希望を考慮している。また、教員、事務局等において、個別に相談を受けて、適切に回答或いは教員或いは実務家への相談を勧めている。例えば、知的財産関係を将来の専門としたいと考えている学生に対しては、知的財産法の担当教授を中心に、知的財産を取り扱う法律事務所や企業の紹介に努めるなどしている。

その他、弁護士資格を有する教員を中心に、学生相談に応じ実務家がどのようなことを行っているか、今後どのような分野に適しているか等について、指導助言を行っている。

【解釈指針7-4-1-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

学習支援においては、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、入学時において十分な履修指導を実施している。入学前にも、履修科目の指定教科書や必要な予習等も指示している。

また、学生と教員とのコミュニケーションを十分図ることができるよう、オフィスアワーを設けクラス担任制を採用したことにより、少人数教育とともに、個々の学生に対しての学習相談及び助言体制が、十分に整えられている。

これらの他、経済的支援においても、大学独自のものを含めて多様な制度が用意され、学生に対する支援は、きわめて充実している。

改善を要する点

現状においては、特に改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院では、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保している。すなわち、専任教員{専任教員12名・併任教員4名・実務家専任教員4名(常勤2名・みなし専任2名)}の計20名(ただし、平成19年度については、外部機関への出向により専任1名、国内研究員により併任1名が授業を担当していないため、実質18名)のほか、兼任教員19名、兼任教員27名の教員総数66名であり、実務家教員の数及び比率も本法科大学院での教育で十分な実務教育を行うのに適正な水準を確保することができている。また、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実体法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待される。」とされているが、本法科大学院の専任教員・併任教員のなかの研究者教員のうち、すでに5名(岩井宜子・良永和隆・武知政芳・矢澤昇治・谷口安平)が弁護士ないし弁護士経験者であり、それぞれ刑事・民事・涉外等の分野で、理論と実務の架橋としての法曹教育ができる体制を整えた。

実務家教員は、実務基礎科目の授業を担当するだけではなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律基本科目や展開・先端科目を担当し、特にオムニバス授業については、研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。《教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

本法科大学院専任教員については、ウェブ上のホームページや入学ガイドに、上記事項について掲載するとともに、その中の教員・担当科目一覧で、主な略歴等として、例えば「法制審議会委員」、「検察官特別任用審査会委員」、「文化審議会著作権文科会長」、「WTO貿易紛争処理上級委員会委員」、「司法試験考査委員」、「東京簡易裁判所民事調停委員・司法委員」、「中央労働委員会委員」等を明記し、開示している。《資料1、資料2、教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》

- (1) 専任教員のうち研究者教員については、いずれも、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者である。
- (2) 実務家教員については、基準8-3-1及び8-3-2に記載しているとおり、いずれも、民事実務あるいは刑事実務において、検察官或いは弁護士として、十分に経験を有し、高度の技術・技能を有する者である。
- (3) さらに、司法研修所教官、司法試験考査委員等の経験がある者については、特に優れた知識及び経験を有する者でもある。また、研究者教員及び実務家教員ともに、専門分野に関し、高度の指導上能力があると認められる者である。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3に係る状況)

本法科大学院の教員資格の審議については、「専修大学法科大学院資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程第2条に審議機関を規定している。特に教員の採用及び昇任の候補者の資格審議については、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、常務理事（専門職大学院担当）、法学部長、法学研究科長、法科大学院教授会から選出された、実務家1人を含む専任教員2人から構成する「専修大学法科大学院資格審査委員会」を設置して運営している。《資料 21 参照》

8-2 専任教員の配置と構成**基準 8-2-1**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

(基準 8-2-1に係る状況)

本法科大学院の最低限必要な専任教員数は、入学定員60人、収容定員180人、専任教員1人当たりの学生数15人から算定すると、12人（180人÷15人）となる。現状の専任教員数は18人{専任教員11人、法学部専任教員との併任教員3人、実務家専任教員4人（常勤2人、みなし専任2人）}となり、基準を満たしている。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）、科目別専任教員一覧（別紙様式4）参照》【解釈指針 8-2-1-1】

本法科大学院の専任教員は、全員が教授職である。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）、科目別専任教員一覧（別紙様式4）参照》【解釈指針 8-2-1-2】

法律基本科目の専任教員の配置については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にわたり専任教員を配置した。また、設置時の留意事項とされた民事訴訟法分野の理論的教育を担う専任教員の配置については、平成18年4月から1人、平成19年4月からさらに1人採用して、その補充を図った。【解釈指針 8-2-1-3】

今後とも専任教員数及びその配置については、万全を期したいと考えている。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）、科目別専任教員一覧（別紙様式4）参照》【解釈指針 8-2-1-4】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2に係る状況)

基礎法学・隣接科目分野については、「立法政策論」について専任教員が担当しているものの、他の科目については法学部専任教員が中心に担当している。

展開・先端科目については、「企業統治法」、「証券取引法」、「企業組織再編法」、「保険法」、「海事法」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」（労働法Ⅰ・Ⅱ共に平成18年度まで）、「執行・保全法」、「倒産法」、「債権回収と債権保全」、「住宅関係法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅲ」、「国際民事紛争解決」、「国際私法」、「環境問題と法」、「刑事政策」及び「刑事法特論（少年法・被害者保護法）」

を専任教員が担当している。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）、科目別専任教員一覧（別紙様式4）参照》【解釈指針8-2-2-1】

専任教員の平均年齢は59.1歳である。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）、科目別専任教員一覧（別紙様式4）参照》【解釈指針8-2-2-2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準8-3-1に係る状況）

本法科大学院の実務家教員は、専任4人（常勤2人、みなし2人）、兼任（客員教授）19人を擁している。必要最低限の専任教員12人（現員18人）の2割以上を満たし、5年以上の実務の経験を有したものを配置している。また実務家教員には、実務基礎科目の授業を担当するだけでなく、民事法総合演習や刑事法総合演習などの法律基本科目や展開・先端科目を担当し、同一科目を研究者教員と共同協力しあって、理論的観点・実務的観点の双方からのアプローチを学生が学ぶことができるように工夫している。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）参照》【解釈指針8-3-1-1】

実務家専任教員（みなし）については、年間6単位以上担当し、教授会構成員となっている。また「法科大学院自己点検・評価委員会」委員長、「奨学生選考委員会」委員、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」委員長、「論集委員会」委員長、「資格審査委員会」委員等の役職も担っている。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）参照》【解釈指針8-3-1-2】

基準8-3-2

基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準8-3-2に係る状況）

常勤の実務家専任教員については、弁護士活動20年前後の経験を有し、パートナーとして法律事務所を運営している。またみなし実務家教員については、40年前後の経験を有し、「司法研修所所付弁護士（刑事弁護）」、「司法研修所刑事弁護教官」等を経て「法律事務所」のパートナーとして活動している者、「福岡地方検察庁検事」、「東京地方検察庁検事」、「秋田地方検察庁検事」、「東京高等検察庁検事」、「司法研修所教官」、「東京地方検察庁公判部長」、「最高検察庁検事」、「最高検察庁公判部長」等を経て、東京法務局所属公証人（銀座公証人役場）として活動している者で、実務家として十分な経験を有している。《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）参照》

8-4 専任教員の担当科目の比率

基準8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

（基準8-4-1に係る状況）

本法科大学院の主要科目70科目101.5展開中、48科目68.5展開を専任教員が担当しており、必修科目においては、28科目56展開中、24科目43展開を専任教員が担当しており、76.7%が専任教員で担当していることになる。《開講授業科目一覧（別紙様式1）参照》【解釈指針8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

専任教員の年間授業負担については、平成 16 年度においては、30 単位以上 2 人、20~29 単位 9 人、19 単位以下 8 人である。平均すると 17.7 単位となる。

平成 17 年度は 30 単位以上 1 人、20~29 単位 7 人、19 単位以下 11 人である。平均すると 16.4 単位となる。

平成 18 年度は 30 単位以上 1 人、20~29 単位 6 人、19 単位以下 13 人である。平均すると 15.7 単位となる。

平成 19 年度は 20~29 単位 6 人、19 単位以下 12 人である。平均すると 15.6 単位となる。

《教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式 3）参照》【解釈指針 8-5-1-1】

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

全学の基準として、平成 19 年 4 月 1 日より、旧規程を廃止し、専修大学研究員規程を定めた《資料 22 参照》。法科大学院においても、今後その規程を基に具体的な運用方法を検討する予定である。

なお、法科大学院教員 1 名が平成 19 年度長期国内研究員を利用し、平成 20 年度にも、1 名が長期国内研究員を利用予定である。

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、5 年間の助手補経験者を雇員として配置している。具体的な職務内容等は以下の通りである。《資料 24 参照》

身分	勤務地	所属	職務内容
雇員（常勤）	神田校舎	法科大学院事務課	<ul style="list-style-type: none"> ・教材作成補助業務 ・レジュメ等の学生配付業務 ・教員室兼研究室受付業務 ・その他法科大学院事務課に関する業務

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

理論的教育等を担う研究者教員及び理論的教育の実務への適用能力育成等を担う実務家教員をバランスよく配置した。また、実務家教員の参加により、教授会が活性化された。

改善を要する点

本法科大学院の専任教員の平均授業負担は、年間 20 単位以下にとどめられているものの、教員間の授業負担に差異が見られるため、その改善を要する。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院の専任教員(実務家・みなし専任教員含む)(専修大学法科大学院教授会規程第2条参照)で構成する「法科大学院教授会」を設置している。また大学、法人、法学部及び既存法学研究科との調整機関として、学長、学務担当常務理事、法科大学院長、副院長、法学部長及び法学研究科長を構成員とした「法科大学院運営委員会」を設置している。

なお、連絡調整を必要としない法科大学院独自の案件については、法科大学院教授会に直接諮り、連絡調整を必要とする場合は法科大学院運営委員会で調整後に法科大学院教授会に諮ることになるため、両者の間に権限の競合はない。《教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》
【解釈指針9-1-1-1】

法務研究科法務専攻の長としては、法科大学院長を置くとともに、その補佐役として副院長も置いている。《教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》【解釈指針9-1-1-2】

法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜及び教員人事その他運営に関する重要事項についての審議は、前述の「法科大学院教授会」が担っている。

カリキュラム編成、教員の配置、学生要望事項の処理など、細かな教務関係の事柄を検討するための教務委員会を設置し、各科目領域を掌握する専任教員でもって構成している。《教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》【解釈指針9-1-1-3】

実務家(みなし)専任教員については、教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう法科大学院教授会第2条第2項第4号の構成員である。《教員一覧、教員分類別内訳(別紙様式3)参照》【解釈指針9-1-1-4】

【参照資料】

① 専修大学法科大学院教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学専門職大学院学則第14条第2項の規定に基づき、専修大学法科大学院教授会(以下「教授会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 教授会は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 法科大学院専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法科大学院専任教員
- (2) 法科大学院及び学部双方の専任教員(併任教員)
- (3) 実務家専任教員(常勤)
- (4) 実務家専任教員(みなし)

3 教授会は、必要に応じて、客員教員及び兼任教員の出席を求めて意見を徴することができる。
(会議)

第3条 教授会は、原則として毎月1回開催する。

2 会議の通知は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(教授会の招集)

第4条 教授会は、法科大学院長(以下「院長」という。)がこれを招集する。

2 院長は、学長又は教授会構成員の2分の1以上の者から請求があったときは、速やかに教授会を招集しなければならない。

(議長)

第5条 教授会の議長は、院長とする。

2 院長に事故あるとき又は院長が欠けたときは、法科大学院副院長（以下「副院長」という。）が議長となる。

(審議事項)

第6条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 法科大学院の授業科目その他授業に関する事項
- (2) 学生の入学、進級、修了及び学位授与等に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (5) 奨学生の選考に関する事項
- (6) 法科大学院に関わる教員の採用、昇任及び解職に関する事項
- (7) 在外研究員及び国内研究員に関する事項
- (8) 院長の選出に関する事項
- (9) 各種委員の選出に関する事項
- (10) 学則その他規則によって教授会の議を経るべき事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) 第三者評価に関する事項
- (13) FDに関する事項
- (14) 教授会規程の改廃、その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (15) その他教授会において必要と認められた事項

(定足数)

第7条 教授会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、前条第8号及び第14号に関する事項は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 休職中の者、在外研究員、国内研究員及び6箇月以上にわたる長期欠勤中の者は、定足数から除外する。

(議事)

第8条 教授会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第6条第6号に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。准教授及び講師は、それぞれ同一資格以下の案件に限り議決権を有する。

(院長の選出)

第9条 院長の選出は、無記名投票により行い、出席者の投票の3分の2以上の票を得た者を当選人とする。ただし、この得票数が得られないときは、上位得票者2名について決選投票を行い、有効投票の過半数を得た者を当選人とする。

(院長の任期)

第10条 院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(副院長の選出)

第11条 副院長の選出は、学長及び院長との協議により学長が指名する。

(副院長の任期)

第12条 副院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、出席者の3分の2以上の議決による。

(議事録)

第14条 議事録は、法科大学院事務部の課長が議事を記録し、出席した教員の委員2名が署名する。

2 前項の議事録は、法科大学院事務部が保管する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

② 専修大学法科大学院運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学専門職大学院学則第13条第2項の規定に基づき、専修大学法科大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 法科大学院長
- (3) 法科大学院副院長

- (4) 常務理事（専門職大学院担当）
- (5) 法学部長
- (6) 法学研究科長
- (7) 学長室長
- (8) 法科大学院事務部長

2 運営委員会は、必要に応じ、常勤役員、教員又は職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
(会議)

第3条 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。

2 会議の通知は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は、学長がこれを招集する。
(議長)

第5条 運営委員会の議長は、学長とする。

2 学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、法科大学院長が議長となる。
(議事録)

第6条 議事録は、法科大学院事務部の部長又は課長が議事を記録し、出席した教員の委員2名が署名する。

2 前項の議事録は、法科大学院事務部が保管する。
(事務の所管)

第7条 運営委員会の事務は、法科大学院事務部が行う。
(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、法科大学院運営委員会の議を経て、学長がこれを行う。
附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月3日から施行する。

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9-1-2に係る状況)

事務体制としては、法科大学院事務部・事務課を設置して、部長、課長、主任2名、課員2名、雇員2名で、教務、学生支援、入試・広報、事務システム、教授会、教員人事、自己点検・評価、第三者評価、研究助成、法科大学院運営委員会、研究室受付等の業務を行っている。《資料24参照》【解釈指針9-1-2-1】

人事部が実施している各種の研修会については、課長研修、新任主任研修、ブラッシュアップ研修等を実施した。また法科大学院に関係する各々の機関が実施している講演会等に積極的に派遣している。【解釈指針9-1-2-2】《資料24、資料25参照》

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

平成17年度資金収支内訳表の法務研究科部門において、支出の部合計は5億8,966万円で、学生数等を考慮すると十分な経費負担額となっている。【解釈指針9-1-3-1】

同内訳表の法務研究科部門において、収入の部合計3億7,798万円に対し、教育研究経費支出は1億6,334万円(43.21%に相当)となっており、教育活動等に係る予算措置について配慮している。【解釈指針9-1-3-2】

学校法人専修大学予算統制規則第9条の規定に基づき、総合予算案作成のため、経理責任者(経理部長)は、財務統轄責任者(財務担当理事)の出席のもと、各予算責任者(事務分掌上の所管長)に予算要求の内容に関する説明を求めた上、調整にあたることとなっている。【解釈指針9-1-3-3】

「資金収支内訳表」平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	法務研究科	科目	法務研究科
学生生徒等納付金収入	162,495,160	人件費支出	405,259,746
手数料収入	19,021,931	教育研究経費支出	163,340,721
寄付金収入	1,323,707	管理経費支出	11,744,521
補助金収入	176,557,169	借入金等利息支出	0
資産運用収入	9,897,563	借入金等返済支出	0
資産売却収入	2,121,875	施設関係支出	4,699,593
事業収入	5,297,018	設備関係支出	4,621,640
雑収入	1,269,877		
合計	377,984,300	合計	589,666,221

9-2 自己点検及び評価

基準9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9-2-1に係る状況)

教育活動等の点検については、以下を実施した。

1. 各教員による自己点検

各教員は、FD委員会による授業改善アンケートによる自己点検及び自己点検委員会による自己点検シート作成提出の2つの機会、まず直接自ら自己点検の機会を与えられた。

①授業改善アンケート

授業内容・授業方法等についての各項目についての学生評価及び自由記載欄については、担当教員に個別にその結果を配布した。これにより、学生がどのような項目等について実施を求めているのか等の資料が得られた。これら、学生からの要望事項については、第5章教育内容等の改善措置で述べたとおり、翌年度においては、十分に改善措置が取られているとの結果を得ている。

②自己点検シートによる点検・評価

平成16・17年度においては、授業担当者全員に対し、自己点検シートを配布した。これは、自ら、授業内容・授業方法等についてふり返り、より適切な内容・方法等を見いだすことを目的とするものである。自己点検シートの項目は、教育目的、授業の方式、授業時間外学習、成績評価・課題等、オムニバス方式授業、期末試験、授業改善のアンケート、研究動向等であるが、各自、自己点検を実施したうえ、その提出を求めた。これにより、共通に要求される事柄を履践していることを確認するとともに、各授業の特殊性に基づいて、創意工夫をし

改善する機会を与えたものである。また、平成18年度においては、授業運営などに関するアンケートを実施した。《資料2、資料26、資料27参照》

2. 各委員会との連携

自己点検委員会には、自己点検委員会の委員ばかりでなく、教務委員会、FD委員会、入試・広報委員会、図書委員会等の委員長の出席を求め、点検項目の確認及びその履行を求めた。また、教育目的等重要項目が議題となる際には、法科大学委員長にも出席を求め、教育目的の確認及びその周知徹底を図った。《資料2、資料26、資料27参照》

3. 結果の公表

自己点検の結果については、平成16・17年度版、平成18年度版を学長に提出するとともに、結果の要旨を、法科大学院のウェブサイトに掲載した。《資料2、資料26、資料27参照》

基準9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準9-2-2に係る状況)

1. 実施体制

次の13名によって構成する「法科大学院自己点検・評価委員会」を設置する。

委員長 学長が指名した者

副委員長 専門職大学院担当常務理事

委員 公法系科目群を代表する者 1名
民法・民事訴訟法科目群を代表する者 1名
商法科目群を代表する者 1名
刑事系科目群を代表する者 1名
実務基礎科目群を代表する者 1名
基礎法学・隣接科目群を代表する者 1名
展開・先端科目群を代表する者 1名
本学の教職員以外の学識経験者 2名
法科大学院事務部長
法科大学院事務課長

【解釈指針9-2-2-1】

2. 評価項目等

自己点検・評価を行うに当たって、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」に則し、次の項目を設定した。

(1) 教育目的

(2) 教育内容

(3) 教育方法

①授業を行う学生数

②授業の方法

③履修科目登録単位数の上限

(4) 成績評価及び修了認定

①成績評価

②修了認定及びその要件

③法学既修者の認定

(5) 教育内容等の改善措置

(6) 入学者選抜

①入学者受入

②収容定員と在籍者数

(7) 学生の支援体制

①学習支援

②生活支援等

③障害のある学生に対する支援

- ④職業支援（キャリア支援）
- (8) 教員組織
 - ①教員の資格と評価
 - ②専任教員の配置と構成
 - ③実務経験と高度な実務能力を有する教員
 - ④専任教員の担当科目の比率
 - ⑤教員の教育研究環境
- (9) 管理運営等
 - ①管理運営の独自性
 - ②自己点検及び評価
 - ③情報の公表
 - ④情報の保管
- (10) 施設、設備及び図書館等
 - ①施設の整備
 - ②設備及び機器の整備
 - ③図書館の整備

《資料2、資料26、資料27参照》

基準9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、
適当な体制が整えられていること。

(基準9-2-3に係る状況)

自己点検委員会による議論及び自己点検シート提出による結果等により、各委員会と連携して、緊急性を要する改善点等は可能な限り次年度中に対処することとした。これには、例えば、筆記試験の匿名性の確保のための答案綴りの工夫、成績分布データの配布方法の決定・実施等があった。なお、自己点検委員会において各委員会の委員長の出席を求めただけでなく、重要項目、例えば目的の確認、入試の選考基準等については、教授会においても確認する体制にしている。

具体的には、以下のような形で教育活動の改善に活用している。

①各教員による実施

自己点検委員会における自己点検及び評価の結果、各教員により実施を強く求める必要があると判断した項目について、自己点検シートを作成し、これを全教員に配布し、その趣旨を伝えるとともに、その実施状況を確認した。具体的には、教育目的に従った教育の実践、意味のあるソクラテスメソッド方式による授業の実践、法文書作成能力の修得、適切な授業外学習、厳格な成績評価、オムニバス方式授業における教員間の連絡を、適切な期末試験の実施及びその評価等の項目である。自己点検シートは、各自が自己点検をするとともに、自己点検委員会における自己点検及び評価の資料となるものであるが、他方、自己点検委員会において、より強く実施を求める事項についての要請の意味もある。その項目については、各教員の意識を促して、現実に改善の努力をしているはずである。

②教授会への報告・実施

各教員により実施できる項目ではなく、協議を必要がある項目がある。例えば、自己点検シート回収により、一部教員から授業時間が、90分では不足する、との指摘を受けた場合等である。これについては、果たして、90分授業を、例えば100分或いは110分に変更することが可能か、また、そうすることが望ましいのか等の議論が必要となり教授会において議論をして結論を出した。FD委員会と重なる事項であるが、教員研修の一貫として、他の教員の授業を参観する機会を設けるべきか否か等についても議論した。これについては、特定の科目について、ビデオ撮影をし、それを研修会の素材にする等の結論が、教授会及びFD委員会における議論の結論として出された。

また、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するための教授会の役割、教授会以外の組織の役割については、教務委員会、FD委員会、自己点検委員会等が教育活動等の改善に関しては、具体的な案を作成し、或いは実施する役割を担っている。なお、教務委員会、FD委員会の各委員長は、自己点検委員会の構成員でもある。

他方、教授会においては、各委員会において未だ検討対象となっていない事項についての意見が出されたり、協議が必要な項目について、協議をする場となっている。そして、最終的な決定権限を有するのが教授会である。

《資料2、資料26、資料27参照》【解釈指針9-2-3-1】

基準9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準9-2-4に係る状況)

基準9-2-2で記述した実施体制の委員として「本学の教職員以外の学識経験者2名」を選任した。平成18年度の自己点検報告書に対して意見を求めた。《資料28参照》【解釈指針9-2-4-1】

【参照資料】

専修大学法科大学院自己点検・評価規程

(趣旨)

この規程は、専修大学専門職大学院学則第4条第2項の規定に基づき専修大学法科大学院(以下「法科大学院」という。)の自己点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 法科大学院に、専修大学法科大学院自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 点検・評価項目の設定及び変更並びに方法
- (2) 点検・評価の実施
- (3) 点検・評価報告書の作成
- (4) 点検・評価結果の5年毎の公表
- (5) 認証評価機関が行う第三者評価への対応

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 専門職大学院担当理事
- (2) 公法系科目群を代表する者 1名
- (3) 民法・民事訴訟法科目群を代表する者 1名
- (4) 商法科目群を代表する者 1名
- (5) 刑事系科目群を代表する者 1名
- (6) 実務基礎科目群を代表する者 1名
- (7) 基礎法学・隣接科目群を代表する者 1名
- (8) 展開・先端科目群を代表する者 1名
- (9) 本学の教職員以外の学識経験者 2名
- (10) 法科大学院事務部長
- (11) 法科大学院事務課長

2 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

委員長及び委員の任期は、2年とする。

2 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第1号、第10号及び第11号による委員の任期は、当該職務にある期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第7条 委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、専門職大学院担当理事とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、法科大学院事務部が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月3日から施行する。

9-3 情報の公表

基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-3-1に係る状況)

情報提供

教育研究活動等の状況については、刊行物(専修ロージャーナル)及びウェブサイトでの公開等その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。《資料1、資料2参照》

基準9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準9-3-2に係る状況)

情報提供項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」に則し、次の項目をウェブサイトに掲載して公表している。

- (1) 設置者について
- (2) 教育上の基本組織について
- (3) 教員組織について
- (4) 収容定員及び在籍者数について
- (5) 入学者選抜について
- (6) 標準修了年限について
- (7) 教育課程及び教育方法について
- (8) 成績評価及び課程の修了について
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度について
- (10) 修了者の進路及び活動状況について

《資料2、資料12参照》【解釈指針9-3-2-1】

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

法科大学院事務課において、「学校法人専修大学文書保存規程」に規定するものの他、下記評価の基礎となる情報を5年間以上保管している。なお保管場所としては、法科大学院事務室内の防火設備を具備した学籍保管庫を使用している。

- (1) 教育の基本方針に関わる、教授会・各委員会に関わる資料。

- (2) 各授業の教育内容・教育方法に関わる、事前課題・授業レジメ等
- (3) 各期の試験の答案、各授業担当者による成績評価、成績分布に関わる資料。
- (4) 入学者選抜、学生の収容、個々の学生の成績評価に関わる資料。
- (5) ガイダンス、オフィスアワー実施状況等に関わる資料。
- (6) 教員の研究実績・実務経験等に関わる資料。
- (7) FDに関わる学生アンケート、各授業担当者から提出された自己点検シート等、教育内容・方法の改善に関わる資料。
- (8) 施設に関わる資料
- (9) その他法科大学院に関する資料

≪資料29参照≫【解釈指針9-4-1-1】【解釈指針9-4-1-2】【解釈指針9-4-1-

3】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

1. 入学者選抜基準、学生入学後の学習状況・施設利用状況等について、教授会において比較的細部に至るまで報告され、疑問点・問題点があれば、教授会において意見交換され検討している。
2. 委員会における検討事項が、教授会において報告され、場合によっては、委員会と同様に、意見が出され検討されている。
3. 教育内容・教育方法等に係る自己点検については、毎年、自己点検シート作成・提出あるいは教員へのアンケートを実施し、個々の授業担当者自らの自己点検を実施している。
4. 授業方法・内容に関わる資料については、法科大学院事務課において、授業担当者にその提出を求め、できるだけ資料を収集・保管している。

改善を要する点

法科大学院の業務が、日常の学生に対する教育指導ばかりでなく、各委員会・教授会の準備、資料の作成、各資料の収集・保管・データの整理報告等広範に及んでいる。法科大学院設立から間もなく、当面やむを得ないものと考えている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員60人、収容定員180人、専任教員21人の体制であるが、将来的に若干の規模拡大にも十分対応できるようにしている。教室等については、中教室(52人～80人)6室、小教室(22人～28人)9室、法廷教室1室を備えているため、現状の同時限展開数4展開以下であることから、余裕を持った教室運営をしている。また質的にも最新の教具及び冷暖房を完備して万全を期している。《資料30、資料31、資料32参照》【解釈指針10-1-1-1】

教員室(本学では研究室と称している。)については、現在専任教員21人に対して、将来を見込んで23室を用意している。また学生のオフィスアワーに支障のないよう配慮をして、1研究室当たりの面積を従来の本学の研究室に比べ広くした(22.41㎡)。

非常勤教員用としては、大きめの共同研究室1室(28.52㎡)を備え、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。《資料30、資料31、資料32参照》【解釈指針10-1-1-2】

教員が学生と面談するスペースとしては、上述した教員研究室を中心に行われているが、教員ラウンジを活用している教員も多々見受けられる。《資料30、資料31、資料32参照》【解釈指針10-1-1-3】

事務職員の職務上のスペースとしては、2階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室及び院長室・副院長室の受付業務等を備えた十分な広さの事務室を備え、4階フロアには、教員の受付業務や教材作成室等を備えたスペースを備えている。《資料30、資料31、資料32参照》【解釈指針10-1-1-4】

本法科大学院の未修者学生の修了単位は3年間で98単位、既修者学生の修了単位は2年間で68単位となり、これは年間履修単位で平均34単位前後となる。更にセメスター当たりでは17単位約9科目履修となり、時間割上週5日制で平均1日2科目の履修となる。そのため平均1日2時限は教室で過ごすことになるが、それ以外の大半の時間は自習室で学習していることになる。

このことを踏まえ本法科大学院の自習室については、機能的には学習に徹底して集中できるような工夫している。

- ①個々に用意したキャレルは、一般的なキャレルより大きくし、法令集などの書籍を広げながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。
- ②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。
- ③自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気を演出している。

数量的には、本法科大学院の在学生用〔実質収容定員：138人(18人×3+42人×2)〕144席に対して204席用意している。残りの60席については、修了1年目の修了生に対し、1年間(修了した年の4月1日から翌年の3月31日まで)無料で貸与を行った。また平成19年度については、貸与期間満了の学生を対象に希望を募り、抽選により、空いているキャレルの使用を平成19年5月末日まで認める措置をとった。《資料30、資料31、資料32参照》【解釈指針10-1-1-5】

本法科大学院は専用の図書館を備え、534 平方メートルの床面積に約 70,000 冊収納の書庫を備えている。また図書だけでなくデータベースやインターネット情報などあらゆる情報を入手する機能を 6 階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書室内の情報検索コーナーや隣室の情報端末室で、法令データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセンター的位置づけとした。《資料 30、資料 31、資料 32 参照》【解釈指針 10-1-1-6】

10-2 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10-2-1 に係る状況)

法廷教室、中教室には最新鋭の AV 機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能な AV 機器を利用して同様の授業ができるようになっていく。学生の自習室には無線 LAN を設置して IT 環境を整えている。また教員の研究室には学生のオフィスアワーに対応したテーブルを設置している。《資料 32 参照》

10-3 図書館の整備

基準 10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 10-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専用図書館として、専修大学図書館法科大学院分館が、法科大学院棟に設置され、独立した運営がなされている。他に、本法科大学院と同様、本学神田キャンパス内にある専修大学図書館神田分館が、教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用することができる。なお利用時間は、終電時刻等を配慮して午前 9 時から午後 10 時までとしている。《資料 33、資料 34、資料 35 参照》【解釈指針 10-3-1-1】

教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書館職員の配置であるが、法科大学院分館には大学院（修士）を修了したレファレンス担当が配属されており、研究者及び学生の様々な質問に応えるとともに、法情報データベースの検索指導をおこなっている。レファレンス担当以外の職員は 5 名が勤務しており、ほとんど全員が司書の資格を有している。《資料 33、資料 34、資料 35 参照》【解釈指針 10-3-1-2】【解釈指針 10-3-1-3】

また本学図書館法科大学院分館には、基本的な判例集、加除資料、法律学術雑誌を備えているほか、法律書においても各分野の基本図書を備えており、閲覧及び貸出しに供している。

本学図書館の法科大学院分館と神田分館は、合計すると 43 万冊を超える図書及び資料を所蔵している。また、本学全図書館の蔵書は 150 万冊あり、学内の端末やインターネットによる図書館ホームページから OPAC（オンライン蔵書目録）を利用することにより、所蔵の有無や貸出し状況を把握できる。法科大学院分館以外に所蔵する図書については、所蔵館から取寄せて閲覧・貸出しの利用ができるシステムとなっているので、法科大学院での研究及び教育並びに学生の学習に十分応じることができる。【解釈指針 10-3-1-4】【解釈指針 10-3-1-5】

本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理職者からなる専修大学図書館委員

会が組織されており、本学法科大学院の専任教員もその委員として加わり、積極的に運営に参画している。【解釈指針10-3-1-6】

法情報データベースは、LEX/DB や LexisNexis をはじめ、国内外の法令・判例情報がインターネットやDVDで活用でき、常に最新の情報を利用できる環境になっている。情報検索の講習会は、図書館員による情報検索入門講習会を随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用方法等講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。《資料35参照》【解釈指針10-3-1-7】

【参照データ】

1 図書館に携わる職員に関する資料

*職員6名（管理職1名、庶務・会計1名、雑誌1名、レファレンス1名、利用サービス2名）

2 図書及び資料に関するデータ

A. 所蔵資料

- | | | | | |
|-------|------------|---------|----|-------|
| ①図書 | 11,937冊（和書 | 11,165冊 | 洋書 | 772冊） |
| ②雑誌 | 和書 | 119タイトル | | |
| | 洋書 | 15タイトル | | |
| ③判例集他 | | 38タイトル | | |
| ④加除資料 | | 16タイトル | | |

B. 主要データベース

- 1) beck-online
- 2) CCH Federal Securities Law Reporter
- 3) D1-Law. com
- 4) Juris Online
- 5) LEX/DB インターネット
- 6) LexisNexis at lexis.com
- 7) MAGAZINEPLUS
- 8) 官報情報検索サービス
- 9) 日経テレコン21
- 10) 法令データ提供システム

3 図書館に備えられた設備・機器リスト

- 1) 情報検索用パソコン 20台
- 2) OPAC用パソコン 8台
- 3) 業務用パソコン 7台
- 4) 管理用サーバ 3台
- 5) CD/DVDサーバ 1台
- 6) 情報検索用プリンタ 2台（内1台カラー）
- 7) OPAC用プリンタ 2台

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が平成13年12月26日付けで示した「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言（『施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組みの創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷などの施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材などの情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。』）を基に設計・施工した。中でも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての学習室の充実であった。この学習室内に設置した個々の学習机（キャレル）の設計にはかなりの時間を要した。その結果、設計者の苦勞が学生たちにも伝わっているようで、好評を博している。また量

的にも在学生全員が専用として占有できるようになっている。さらに修了1年目の修了生に限って、無料で在学生同様の使用を認めている。

また専用図書館は、閲覧席、各種データベース及び図書の検索のための端末機については、学生数に比較して多数設置しており、それに学生の拠点である自習室（キャレルの設置されている部屋）及び教室と同一建物に設けられていることで、学生の種々の便宜を図っている。

改善を要する点

現状においては、特に改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。